

文化遺産国際協力コンソーシアム 令和6年度国際協力調査
韓国の遺産保護に係る制度改革および国際協力体制
に関する調査報告書



JCIC-Heritage

文化遺産国際協力コンソーシアム 令和6年度国際協力調査

韓国の遺産保護に係る制度改革および国際協力体制 に関する調査報告書

例言

1. 文化遺産国際協力コンソーシアムが令和6年度に実施した国際協力調査「韓国の遺産保護に係る制度改革および国際協力体制」の内容をまとめたものであり、文化庁より委託された文化遺産国際協力コンソーシアム事業の一環として刊行した。

2. 本書の執筆および編集担当者は以下の通りである。

・はじめに

友田 正彦（文化遺産国際協力コンソーシアム事務局長）

・第Ⅰ章 調査の目的と概要

金子 雄太郎（文化遺産国際協力コンソーシアム事務局 アソシエイトフェロー）

・第Ⅱ章 韓国の法改正および組織再編

早乙女 雅博（東京大学 名誉教授）

金子 雄太郎

・第Ⅲ章 韓国による文化遺産国際協力

庄田 慎矢（奈良文化財研究所国際遺跡研究室 室長）

田代 裕一郎（東京文化財研究所文化財情報資料部 研究員）

玉城 真紀子（東京国立博物館学芸研究部列品管理課平常展調整室 研究員(調査研究課
東洋室兼務)）

金子 雄太郎

・第Ⅳ章 まとめ

早乙女 雅博

金子 雄太郎

編集： 金子 雄太郎

3. 本稿で使用する「韓国」は、「大韓民国」を指し示すものである。

はじめに

文化遺産国際協力コンソーシアム（以下、コンソーシアム）は、わが国が文化遺産分野における国際協力をより円滑かつ効果的に実施するため、これに関連する活動に係わる組織や個人の幅広いネットワークを構築し、その間での情報の交換共有や連携協力の促進を図ることを目的としてさまざまな活動を行っています。国際協力調査はコンソーシアムが情報収集の一環として行う主要事業の一つであり、特定国における国際支援ニーズの把握から自然災害時等における文化遺産の被災状況まで、時々の必要性に応じて調査テーマを選択しています。

令和 6（2024）年度の調査では、韓国の文化遺産保護体制および文化遺産国際協力を対象としました。韓国では 2024 年に従来の「文化財保護法」に代わり、新たに「国家遺産基本法」が制定されました。これに併せて翌年には政府機関の大規模な再編も行われ、「文化財庁」が「国家遺産庁」となったほか、その所管下にある研究所や関係機関にも改組の波が及んでいます。このような制度改革がどのような意図をもって行われ、実際に何がどのように変化したのかを知ることが今回調査で目指したことの一点目です。

一方、私たちが世界各地で文化遺産保護協力活動に従事する中で、韓国による国際協力事業に接する場面が近年急速に増えています。各プロジェクトに投じられる資金や人材面の規模も大きく、この分野における韓国のプレゼンスは確実に高まりつつあります。ポップスやドラマなど、世界的に韓流がブームとなった背景に韓国政府による周到な文化政策の後押しがあることはよく知られていますが、文化遺産国際協力もそのような外交戦略の中に位置づけられ、推進されているものと想像されます。そこで、これについても最新情報の収集に努めました。

韓国の文化遺産保護制度が大転換の時を迎える機会にその取り組みについて知ることは、一衣帯水の隣国同士である日韓両国の相互協力に資するのみならず、わが国自体が文化遺産国際協力をより深化発展させていくためのヒントとしても重要と考えます。本報告書に掲載した情報ならびにその分析が、今後有効に活用されることを大いに期待しています。

末筆ながら、今回調査の実施にあたって快くご協力いただいた日韓両国の関係機関ならびに専門家各位、とりわけ調査団員の皆様のご尽力にあらためて感謝の意を表します。

2025 年 3 月

文化遺産国際協力コンソーシアム 事務局長
友田 正彦

目次

例言.....	2
はじめに	3
I. 調査の目的と概要	5
1. 調査目的	6
2. 調査方法と日程	6
3. 調査メンバーと調査協力者	7
4. 面会者一覧	8
5. 略称一覧	9
II. 韓国の法改正および組織再編	11
1. 法改正	12
2. 組織再編および政策動向	18
III. 韓国による文化遺産国際協力	25
1. 概要	26
2. 国家遺産庁	30
3. 韓国国際協力団（KOICA）	33
4. 国家遺産振興院	36
5. 国立文化遺産研究院	40
6. 韓国伝統文化大学校	42
7. 韓国ユネスコ国内委員会	46
8. 世界遺産国際解釈センター（WHIPIC）	49
9. アジア太平洋無形文化遺産国際情報ネットワーク構築センター（ICHCAP）	52
10. 国立中央博物館	55
11. 国立海洋遺産研究所	57
IV. まとめ	59
参考文献	63
資料	69

I. 調査の目的と概要

I 調査目的と概要

1. 調査目的

韓国（大韓民国）では、2024 年 5 月 17 日、1962 年に制定された文化財保護法に代わり、国家遺産基本法が施行され、遺産保護に係る法制度および行政が 62 年ぶりに再編された。これに伴い、遺産分類の再体系化や文化財庁から国家遺産庁へ名称変更を伴う組織体制の再構成を行うなど、同国の遺産関連の法制度と行政の在り方に大きな変化がもたらされている。また同国による文化遺産国際協力は、ODA 予算の増加だけでなく、支援対象地域もアジア諸国を超えたより広範な地域への積極的な貢献が果たされてきている。

文化遺産国際協力コンソーシアムでは、平成 27（2015）年度の国際協力体制調査で同国の調査を行ったが、上述の遺産関連の法制度・行政の転換期にあたる現在の状況および文化遺産国際協力の最新動向を把握・共有することで、本調査による成果が国際的な遺産関連行政の動向に関する理解を促進するとともに、わが国の遺産行政および文化遺産国際協力をより一層深化させていくための参考となることを期待する。以上の理由から、本年度の国際協力調査では、韓国を調査の対象国とすることとした。

2. 調査方法と日程

既存資料やウェブサイト上の情報を基に、韓国において遺産行政の中核を担う組織および文化遺産国際協力を実施する機関のリストアップした上で、今回の調査趣旨にふさわしいと考えられる組織を選定し、資料収集およびヒアリングを行った（表 1、2）。2024 年 9 月 2 日～9 月 7 日に実施した現地調査だけでなく、調査対象組織の訪日時やその関係者と交流のある調査協力者を介して事前にヒアリングを行うことで、より多くの情報収集の機会を設けられた。また今回訪問が叶わなかった組織については、ウェブサイト上の情報収集に加え、各組織内の担当者へメールを送ることで、適宜補足情報を得た。本調査で聞き取りを行った主な項目は表 3 の通りである。なお、本報告書の文章で特に断りのない箇所については、ヒアリングで得た回答をもとに記述している。

表 1 現地調査の日程

実施日 (全て 2024 年)	訪問先	都市
9 月 2 日	国家遺産庁（国外遺産協力課）	大田広域市
9 月 3 日	国立文化遺産研究院（研究企画課・文化遺産保存科学センター）	大田広域市
	韓国伝統文化大学校 扶余キャンパス	扶余郡
9 月 4 日	国家遺産庁（企画調整局）	大田広域市
	韓国伝統文化大学校 ソウルキャンパス	ソウル特別市
9 月 5 日	韓国ユネスコ国内委員会（国際協力事業室） 国家遺産振興院（国際協力センター）	ソウル特別市
9 月 6 日	国家遺産庁（宮陵遺跡本部昌徳宮管理事務所） 国立中央博物館（文化交流広報課）	ソウル特別市

表2 聞き取り調査の日程

実施日 (全て 2024 年)	対象機関	場所
6 月 25 日	国家遺産振興院（国際協力センター）	カンボジア
7 月 9 日	国家遺産庁（無形遺産局）	東京文化財研究所

表3 本調査の主な聞き取り項目

大項目	小項目
制度改革	・制度改革に至った経緯 ・制度改革の内容 ・制度改革による影響 ・現在の状況および今後の展望
政策 (国家遺産庁)	・制度改革に伴う政策転換 ・文化遺産、自然遺産、無形遺産の保存・活用体制 ・国際条約（世界遺産条約、無形遺産条約）への取り組みと貢献 ・今後注力されていく分野
国際協力	・方針 ・実施体制（統括機関、実行機関、実働部隊など） ・支援分野（技術移転、能力開発、機材提供、普及啓発、人材交流など） ・予算（財源、資金の流れ、金額など） ・連携（国内外の協力機関、国際機関との連携） ・動向と展望（近年および今後の重点支援対象地域や支援分野など）

3. 調査メンバーと調査協力者

現地調査メンバー

- ・早乙女 雅博（東京大学 名誉教授）
- ・庄田 慎矢（奈良文化財研究所国際遺跡研究室 室長）
- ・田代 裕一郎（東京文化財研究所文化財情報資料部 研究員）
- ・金子 雄太郎（文化遺産国際協力コンソーシアム アソシエイトフェロー）

現地調査同行者（9月2日～4日）

- ・イ・スンミ（国家遺産庁文化遺産局歴史遺跡政策課 行政事務官）

調査協力者

- ・石村 智（東京文化財研究所無形文化遺産部 部長）
- ・黒岩 千尋（東京文化財研究所文化遺産国際協力センター アソシエイトフェロー）
- ・玉城 真紀子（東京国立博物館学芸研究部列品管理課平常展調整室 研究員（調査研究課東洋室兼務））
- ・友田 正彦（文化遺産国際協力コンソーシアム 事務局長）

4. 面会者一覧

面会日	氏名（敬称略）	所属	役職
6/25	オ・ジンギュ	国家遺産振興院 国際協力企画チーム	ユニット長
	キム・ドンミン		プロジェクト・マネージャー
7/9	ユン・スンホ	国家遺産庁 無形遺産局	局長
	イ・チェウオン		研究員
	ソン・ヒョンギ		研究員
9/2	パク・ヒョンビン	国家遺産庁 国外遺産協力課	課長
9/3	イ・キルベ	国立文化遺産研究院 研究企画課	課長
	カン・ジョンフン		主任研究員
	チェ・ジョン		研究員
	ソン・ヘミン		研究員
	ハン・ジソン		研究員
	ファン・ジヘ	国立文化遺産研究院 文化遺産保存科学センター	上席研究員
	イ・ギソン	韓国伝統文化大学校 融合考古学科	教授
	ハン・ウク	韓国伝統文化大学校 伝統建築学科 エジプト・ルクソール ODA プロジェクト	教授 プロジェクト長
9/4	ファン・クォンスン	国家遺産庁 企画調整局	企画調整担当官 ／局長
	カン・ギョンファン	韓国伝統文化大学校	総長
	パク・ギョンリプ	韓国伝統文化大学校	碩座教授
	キム・ヨンジェ	韓国伝統文化大学校 国際文化遺産協同課程	教授
	シン・スク	韓国伝統文化大学校 無形文化遺産学科／国際遺産教育センター	教授
	パク・ジウン	韓国伝統文化大学校 国際遺産教育センター	研究教授
9/5	ジャン・ジャヒョン	韓国国内ユネスコ委員会 国際協力事業室	プログラムスペシャリスト
	ナ・ジョンフィ	国家遺産振興院 国際協力センター	センター長
	ベク・ギョンファン	国家遺産振興院 国際協力センター国際協力企画チーム	チーム長
	キム・イクヒョン	国家遺産振興院 国際協力センター国際協力企画チーム	ユニット長
9/6	イ・ミョンスン	国家遺産庁 宮陵遺跡本部昌徳宮管理事務所	所長
	キム・ウンジン	国立中央博物館 教育文化交流団 文化交流広報課	専門官
	キム・スラ	国立中央博物館 教育文化交流団 文化交流広報課	国際関係専門官

5. 略称一覧

略称名	正式名称	和訳
ACPCS	Asia Cooperation Program on Conservation Science	アジア圏文化遺産保存科学国際協力
APCONF	Asia-Pacific Regional Conference on Underwater Cultural Heritage	アジア太平洋地域水中文化遺産学術会議
ASEAN	Association of South-East Asian Nations	東南アジア諸国連合（アセアン）
ARC-WH	Arab Regional Centre for World Heritage	アラブ世界遺産地域センター
AWHF	African World Heritage Fund	アフリカ世界遺産基金
CRIHAP	International Training Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region	アジア太平洋無形文化遺産国際研修センター
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
EDCF	Economic Development Cooperation Fund	韓国対外経済協力基金
ICC-Ankor	International Coordination Committee for the Safeguarding and Development of Historic Site of Angkor	アンコール遺跡の保全と開発のための国際調整会議
ICCROM	International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property	文化財保存修復研究国際センター（イクロム）
ICHCAP	International Information and Networking Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region under the auspices of UNESCO	アジア太平洋無形文化遺産国際情報ネットワークセンター
ICOM	International Council of Museums	国際博物館会議
ICOMOS	International Council on Monuments and Sites	国際記念物遺跡会議（イコモス）
IRCI	International Research Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region	アジア太平洋地域無形文化遺産研究センター
KOICA	Korean International Cooperation Agency	韓国国際協力団
MOU	Memorandum of Understanding	基本合意書
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OTTP	On-site Technical Training Program	現地技術教育事業
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UN	United Nations	国際連合
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）
WHIPIC	International Centre for Interpretation and Presentation of World Heritage Sites	世界遺産国際解釈センター



ソウル、昌徳宮内の格子天井（金子雄太郎撮影）

II. 韓国の法改正および組織再編

II 韓国の法改正および組織再編

1. 法改正

1.1. 背景

1962 年 1 月 10 日、韓国における遺産全般を保護・管理する最初の基本法として、文化財保護法が制定された。同法は、日本植民地期（1910～45 年）の文化財保護法制だけでなく、戦後日本の文化財保護法からも強い影響を受けたもので、文化財を有形文化財、無形文化財、記念物、民俗資料（後の民俗文化財）の 4 つに分類した（表 4）。同法は制定後から、1982 年、2007 年、2010 年の 3 回の全面的な改正を含め、50 回以上に及ぶ改正を行ってきた¹。特に最後の全面改正（2010 年）では、「文化財保護法」、「埋蔵文化財法」、「修理技術法」の 3 種類に分けることで関連法制度間の関係が明確化され、文化財の保存・管理や埋蔵文化財の保護が強化されるとともに、海外の文化財の保護・還収・活用に関する政策も整備された²。表 5 でも見られるように、最初の制定以後、市・道指定文化財の指定、無形文化財の継承、歴史文化環境という概念の登場、世界遺産の登録および保護などが加わり、社会の変化や国際的な潮流に対応して法整備が進んできた。1995 年に慶州の石窟庵・仏国寺、慶尚南道の海印寺大藏經板殿、ソウルの宗廟が、韓国で初めて世界遺産に登録されると、その 2 年後の 1997 年には、ソウルの昌徳宮と水原の華城が新たに世界遺産に登録されるとともに、当時の文化財管理局により「文化遺産憲章」³が制定されている。この時期より、韓国では「文化財」とともに「世界遺産」、「文化遺産」という用語も使用され始めている。

表 4 旧文化財保護法制定当時の分類

分類	含まれるもの
有形文化財	建造物、典籍、古文書、絵画、彫刻、工芸品、その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものとこれに準じる考古資料
無形文化財	演劇、音楽、舞踊、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
記念物	貝塚、古墳、城址、宮址、窯址、遺物包含層、その他の史蹟地と景勝地、動物、植物、鉱物として我が国にとって歴史上、芸術上、学術上又は景観上価値の高いもの
民俗資料	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習とこれに使用される衣服、器具、家屋、その他の物件として国民生活の推移を理解する上で不可欠なもの

（金 2018: 5-6 頁を参照）

¹ 金賢貞（2018）「韓国の文化財行政と「近代」－「登録文化財制度」の新設を中心に」『国際関係紀要』第 28 巻第 1 号、亜細亜大学国際関係研究所、5-6 頁。

² 金哲主（2011）「韓日における文化財政策の変化と史跡整備に関する研究」『日韓文化財論集』2、奈良文化財研究所、474 頁。

³ <https://jpn.cha.go.kr/public/html/HtmlPage.do?pg=/jpn/01/charter.jsp&pageNo=1300000&siteCd=JPN>（2025 年 2 月 26 日閲覧）

表5 旧文化財保護法の変遷

年度	内容	その他の主な出来事
1962	・「文化財保護法」制定(1962年1月10日) →「文化財」を「有形文化財」「無形文化財」「記念物」「民俗資料」に分類	
1970	・「指定文化財以外の文化財」の登録制度の新設 ・「地方文化財」指定の新設 ・重要無形文化財の「保有者」「認定」の新設	
1982	・「文化財保護法」全面改正 →「指定文化財」を「国家指定文化財」「市・道指定文化財」「民俗資料」に分類	
1988		・「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の批准
1995		・石窟庵・仏国寺、海印寺大蔵経板殿、宗廟が韓国初の世界文化遺産に登録
1997		・「文化遺産憲章」の制定
1999	・文化財保護法の「目的」の改正 ・「文化財」に対する一般規定の明記 ・「文化財保護の基本原則」の新設 ・「文化財の保存・管理及び活用計画の樹立」の新設	・文化財管理局から文化財庁へ昇格
2001	・「登録文化財」制度の新設 ・「名誉保有者」制度の新設	
2005	・「登録文化財」制度の登録対象拡大	・「無形文化遺産の保護に関する条約」の批准
2007	・「文化財保護法」全面改正	
2010	・「文化財保護法」全面改正 →「無形文化財」の定義の変更 「民俗資料」を「民俗文化財」に改称 「歴史文化環境」という概念の誕生とその保護の規定 「文化財基本計画」の樹立 「文化財保存施行計画」の樹立 「文化財基礎調査」の新設 「国外所在文化財」の新設	・「埋蔵文化財の保護及び調査に関する法律」の制定 ・「文化財修理等に関する法律」の制定
2015		・「無形文化財の保全及び振興に関する法律」の制定
2024	・「国家遺産基本法」施行	・文化財庁から国家遺産庁へ改称

(金 2018: 7-8 頁の表 1 を参照、筆者による一部加筆修正あり)

2024 年 5 月 17 日より文化財保護法に代わり国家遺産基本法が施行され、「文化財 (Cultural Property)」という言葉に代わって「国家遺産 (National Heritage)」という用語が新たに法律の中で使用され始めた。それに伴い、文化財庁から国家遺産庁へ、その他関係機関の多くも名称が変更された⁴。国家遺産庁の関係者によると、法改正や組織再編を伴う制度改革についての議論は 10 年ほど前に始まり、その背景には、当時から認識されていた以下の 3 つの課題が存在していた。

① 「文化財」という用語に対する認識

韓国の遺産を総称する意味で長年使用されてきた「文化財」という用語の導入は、1962 年の「文化財保護法」の制定時に遡る。同法制定時には、「文化財」は 4 類型（有形文化財、無形文化財、記念物、民俗資料）の各項目で定義された概念を包括するものであったが、1999 年の部分的法改正で、「人工的または自然的に形成された国家的、民俗的、世界的遺産であり、歴史的・学術的・景観的価値が大きいもの」という概念的な指標が追加されたことで、法的に「文化財」という用語は、有形・無形の文化遺産および無形遺産を包括し、韓国の遺産の範囲と性格を明確かつ十分に示す状態となっていた⁵。しかしながら、文化財という言葉に含まれる「財」という用語は、「財貨」「物件」「資産」など物的・財貨的性格が強いものとして一般に認識されてきた。

② 遺産分類体系上の問題

「文化財」という用語に加え、日本の文化財分類体系も適用した韓国の分類体系は、「文化財保護法」の制定以来、維持されてきた。認識されていた問題としては、この分類体系には、有形・無形という形態的な側面と、文化的・自然的という属性的な側面が混在しているため、管理上の混乱を引き起こす可能性がある点である。例えば、分類体系内では有形・無形文化財と並立して、記念物と民俗文化財があり、それらは有形文化財に属するが、有形文化財内で区別する基準は設けられていなかった。また記念物には史跡、名勝、天然記念物が含まれていたが、名勝や天然記念物等の自然遺産を包括する概念として「記念物」という用語が適切かということも問題が提起されていた⁶。

③ 国際条約との整合性を取る必要性

1972 年に採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下、世界遺産条約）」にて、従来使用されていた「文化財 (Cultural Properties)」に代わり、「遺産 (Heritage)」という用語が使用されはじめ、動産中心の財貨的価値に限定されていた概念が、後世に継承される文化、自然、無形の遺産を全て包括する概念へと拡張された⁷。また国内の遺産分類体系もそのような国際条約上の分類体系に準じて再構築するべきではないかという意見が存在した。

以上の課題認識を基に議論がはじまった当初は、政治家や国民からの理解を十分に得ることはできなかった。その後、国内での世界遺産条約の認識の広まりによって、遺産に対する人々の印象が変化してきたことや、韓国の経済発展の流れの中で、伝統文化への回帰という流れが起こってきた近年、ようやく制度改革に対する理解が得られたとのことである。

⁴ 例えば、国立文化財研究所から国立文化遺産研究院、韓国文化財財団から国家遺産振興院にそれぞれ名称が変更されている。

⁵ 国家遺産庁 (2024) 「K-ヘリテージ・システムの意義、効果、そして未来－国家遺産体制転換記念国際シンポジウム (K 헤리티지 시스템의 의의, 효과 그리고 미래 국가유산 체계 전환 기념 국제 심포지엄)」国家遺産庁、10 頁。

⁶ 同上、10-11 頁。

⁷ 同上、11 頁。

1.2. 内容

2024年5月17日に施行された「国家遺産基本法」は、表6の通り、全6章35条よりなる⁸。第3条1号で、「国家遺産」は、「人為的あるいは自然的に形成された国家的、民族的または世界的遺産として、歴史的、芸術的、学術的または景観の価値が高い文化遺産、自然遺産、無形遺産」と定義づけられている。法的な立て付けとしては、これまで1本であった旧文化財保護法に代わり、国家遺産基本法が制定され、その下に、「文化遺産の保存及び活用に関する法律」（略称：「文化遺産法」）、「無形遺産の保全及び振興に関する法律」（略称：「無形遺産法」）、「自然遺産の保存及び活用に関する法律」（略称：「自然遺産法」）の3つの法律が位置づけられるとともに、同日に改定された「埋蔵遺産の保護及び調査に関する法律」（略称：「埋蔵遺産法」）も施行されている⁹。

旧文化財保護法と国家遺産基本法を見比べると、各法律の第1条（目的）では、「民族文化の継承、活用、国民の文化的向上」といった部分に共通性が見られ、定義でも「人為的または自然的に形成された国家的・民族的または世界的遺産であり、歴史的・芸術的・学術的または景観の価値が大きい」という共通の文言があることから、目的と定義では条文上での大きな変更はない（表7）。

表6 国家遺産基本法の概要

章立て	概要
第1章 総則 (1～6条)	目的、基本理念、定義（国家遺産、文化遺産、自然遺産、無形遺産の定義）、国家と地方自治体の責務、国民の権利と義務、他の法律との関係
第2章 国家遺産の保護基盤の造成 (7～12条)	国家遺産の保護政策の基本原則、基本計画の樹立、委員会の設置・運営、調査・研究、国家遺産に対する経費支援、人材養成など
第3章 国家遺産の保存・管理 (13～22条)	国家遺産の指定・登録（国指定遺産、国登録遺産、市・道指定遺産、市・道登録遺産）、包括的保護体系の整備（未指定・登録の国家遺産の保護）、歴史文化環境の保護（国家遺産周辺の優れた環境の保護）、古都及び歴史文化圏の保存・育成、埋蔵遺産の発掘（「埋蔵遺産保護および調査に関する法律」の制定）、国家遺産の修理（「国家遺産修理などに関する法律」の制定）、国家遺産の売買等、資格管理（発掘、修理及び売買等の資格）、災害予防及び対応、気候変動対応
第4章 国家遺産の活用・振興 (23～27条)	国民の国家遺産福祉増進（すべての国民が国家遺産を享有）、国家遺産情報管理（国家遺産データ）、国家遺産教育、国家遺産の広報、産業育成
第5章 国家遺産のグローバル化 (28～31条)	国家遺産の国際交流協力の促進等、南北韓の間の国家遺産交流協力、国外遺産の保護、世界遺産等の登録及び保護
第6章 補則 (32～35条)	国家遺産振興院の設置、国有に属する国家遺産の管理、国家遺産の日、過料

（参照：<https://www.law.go.kr/법령/국가유산기본법>（2025年2月26日閲覧））

⁸ 本報告書で記載されている韓国語の法律は、全て筆者が適宜日本語に翻訳したものであり、正式な訳文ではない。

⁹ 埋蔵遺産法第2条によると、「埋蔵遺産」とは「地中及び水中に埋蔵されている文化遺産及び地質学的価値の高いもの」であり、考古資料以外に自然洞窟や地中の化石なども含まれている。

表 7 旧文化財保護法と国家遺産基本法、文化遺産保護法の比較

項目	旧文化財保護法	国家遺産基本法	文化遺産法
目的	第 1 条 (目的) この法律は、文化財を保存して、民族文化を継承し、これを活用できるようにすることで、国民の文化的向上を図るとともに、人類文化の発展に寄与することを目的とする。	第 1 条 (目的) この法律は、国家遺産政策の基本的な事項を定め、国家遺産の保存・管理および活用に対する国家と地方自治体の責任を明確にすることで、国家遺産を積極的に保護し、創造的に継承し、国民の文化享有を通じた生活の質の向上に寄与することを目的とする。	第 1 条 (目的) この法律は、文化遺産を保存して民族文化を継承し、これを活用できるようにすることで、国民の文化的向上を図るとともに、人類文化の発展に寄与することを目的とする。
定義	第 2 条 (定義) この法律で、「文化財」とは人為的または自然的に形成された国家的・民族的または世界的遺産として、歴史的、芸術的、学術的または景観的価値が高い次の各号のものをいう。(以下略)	第 3 条第 1 号 「国家遺産」とは、人為的あるいは自然的に形成された国家的、民族的または世界的遺産として、歴史的、芸術的、学術的または景観的価値が高い文化遺産、自然遺産、無形遺産をいう。 第 3 条第 2 号 「文化遺産」とは、わが国の歴史と伝統の産物として文化の固有性、民族のアイデンティティおよび国民生活の変化をあらわす類型の文化的遺産をいう。	第 2 条 (定義) この法律で、「文化遺産」とは国家遺産基本法第 3 条第 2 号に該当する次の各号のものをいう。(以下略)

(参照：法制処 国家法令情報センター¹⁰)

このような法改正に伴い、従来の文化財の大分類（有形文化財、無形文化財、記念物、民俗文化財）から、国家遺産という枠組みの下、文化遺産、自然遺産、無形遺産の3つに分類されている（表 8、9）。その他の変更点として、国家遺産基本法の新体系では、包括的管理という区分が新たに設けられ、これまで別々で運営されてきた、「未来遺産」¹¹、「歴史文化資源」¹²、「予備文化遺産」¹³といった指定・登録外の近現代文化遺産の保護に関わる事業を「郷土遺産」としてまとめている。このような指定・登録外の文化遺産の保護は、国家遺産基本法の第 14 条（包括的保護体系の整備）内に

¹⁰ 旧文化財保護法：[https://www.law.go.kr/법령/문화재보호법/\(12692,20140528\)](https://www.law.go.kr/법령/문화재보호법/(12692,20140528))。国家遺産保護法：<https://www.law.go.kr/법령/국가유산기본법>。文化遺産保護法：<https://www.law.go.kr/법령/문화유산의 보존 및 활용에 관한 법률>。(全て、2025 年 2 月 26 日閲覧)

¹¹ ソウル市では、2013 年より、国またはソウル市の指定文化財、登録文化財として指定されていないもののうち、市民が共有できる共通の記憶や感性を伝えるソウルの近現代の遺産を市が選定し保存する文化財を「ソウル未来遺産」として選定し、保護・活用を進めている。参照：<https://futureheritage.seoul.go.kr/main/mainForm.do>（2025 年 2 月 26 日閲覧）。

¹² 当時の文化財庁が、2020 年から 2023 年まで「歴史文化資源の全数調査及び管理方案研究」を実施し、同研究で「歴史文化資源」を「文化財としての潜在的価値があり、管理する必要がある資源」として記しており、具体的に「1970 年及びそれ以前に造成された歴史的・文化的価値のある遺跡建造物で、指定文化財や登録文化財ではないもの」を対象にしている。

¹³ 「近現代文化遺産の保存及び活用に関する法律」（2024 年 9 月施行）に基づき、「建設・製作・形成されてから 50 年を経過していない文化遺産のうち、現代の私たちの生活と文化を代表し、将来的に登録文化遺産になる可能性が高く、特に保存・活用する必要がある場合」に「予備文化遺産」として選定し、保護する取り組みである。

「国と地方自治体は、未来に国家遺産になる潜在性のある資源を、先制的に保護できるように努力しなければならない」と明記されており、国としてもそのような近現代文化遺産の保護を強化していく姿勢が読み取れる。

表 8 国家遺産基本法制定前の体系

区分		文化財						備考
分類		有形文化財	民俗文化財	無形文化財	記念物			
					史跡	名勝	天然記念物	
類型別		建造物, 典籍, 書籍, 古文書, 絵画, 考古資料など	風俗や慣習で使われる衣服, 家具, 家屋など	伝統公演・芸術, 伝統技術, 伝統知識, 口伝伝統, 生活慣習, 民間信仰儀式など	寺跡, 古墳, 貝塚, 城跡, 宮跡, 遺物包含層などの史跡/特別に記念すべき施設物	風光が良い場所で景観が優れたところ	動物, 植物, 地形, 地質, 鉱物, 洞窟, 生物学的生成物, 特別な自然現象	-
指定	国家	国宝, 宝物	国家民俗	国家無形	史跡	名勝	天然記念物	-
	自治体	**有形文化財	**民俗文化財	**無形文化財	**記念物	**記念物	**記念物	文化財資料
登録	国家	国家登録文化財	国家登録文化財	-	国家登録記念物	-	-	
	自治体	市道登録文化財	市道登録文化財	-	市道登録記念物	-	-	

(国家遺産庁提供資料(未公開)を基に作成)

表 9 国家遺産基本法制定後の体系

区分		国家遺産		
分類		文化遺産	無形遺産	自然遺産
類型別		有形文化遺産(建造物, 典籍, 書籍, 古文書, 絵画, 考古資料), 記念物(史跡, 施設物), 民俗文化遺産	伝統公演・芸術, 伝統技術, 伝統知識, 口伝伝統, 生活慣習, 民間信仰儀式	動物, 植物, 地形, 地質(化石・巖石), 天然保護区域, 自然景観, 歴史文化景観, 複合景観など
指定	国家	国宝, 宝物, 国家民俗遺産, 史跡	国家無形遺産	天然記念物, 名勝
	自治体	**有形文化遺産 **民俗文化遺産 **記念物 **文化遺産資料	**無形遺産	**自然遺産 **自然遺産資料(法改正予定)
登録	国家	国家登録(文化)遺産	-	-
	自治体	**登録(文化)遺産	-	-
包括的管理		**郷土(文化/無形/自然)遺産(未来遺産 / 歴史文化資源 / 予備文化遺産など)		

(国家遺産庁提供資料(未公開)を基に作成)

2. 組織再編および政策動向

2.1. 組織体制の変化

文化財庁（現、国家遺産庁）は、第二次世界大戦終結後の 1945 年、連合軍の軍政下で李王職（旧王皇族の家務担当機関）から業務を引き継ぐ形で旧皇室事務庁として発足し、文化財の管理関係業務を管掌していた。その後、1961 年には文教部（教育部の前身）外局として文化財管理局に再編成され、1999 年の政府組織法改定により文化財庁（文化体育観光部傘下）に昇格した¹⁴。その後、本庁の部局や所属機関の新設を除き、大規模な組織再編は行われてこなかったが、2024 年 5 月 17 日、国家遺産基本法の施行に合わせて、「文化財庁（Korean Heritage Administration）」から「国家遺産庁（Korean Heritage Service）」へ名称の変更および組織の再編が実施されている（表 10）。

表 10 国家遺産庁（旧文化財庁）の沿革

年	内容
1945 年	李王職より引き継ぎ、旧皇室事務庁として発足
1955 年	旧皇室財産事務総局に改編
1961 年	文教部（教育部の前身）外局として文化財管理局を設置
1975 年	文化財研究所および民俗博物館の新設
1990 年	無形文化財課の新設
1999 年	政府組織法改定により文化財庁に昇格
2004 年	政府組織法改定により文化財庁、次官庁に昇格
2012 年	朝鮮王陵管理所（3 チーム 3 地区管理所）の新設
2013 年	1 院（国立無形遺産院）2 課（企画運営課、伝承支援課）の新設
2015 年	文化財活用局内に世界遺産チームを新設
2016 年	文化財活用局内に文化遺産教育チームを新設
2019 年	1 本部（宮陵遺跡本部）を新設
2024 年	政府組織法改正により国家遺産庁として再編

（参照： <https://jpn.cha.go.kr/public/html/HtmlPage.do?pg=/jpn/01/history.jsp&pageNo=1400000&siteCd=JPN>
（2025 年 2 月 26 日閲覧））

¹⁴ 文化遺産国際協力コンソーシアム（2015）「韓国国際協力体制に関する調査報告書」文化遺産国際協力コンソーシアム、12 頁。

組織再編前後の組織体制は、図1および図2に示す通りである。文化財庁時代には、政策、保存、活用等の関連業務の性格に応じた組織体制であったが、国家遺産庁の新体制下では、国家遺産基本法の遺産体系に基づき、文化遺産局、自然遺産局、無形遺産局がそれぞれ独立する形で配置されている。従来、複数の局に点在していた文化遺産関係の課は、文化遺産局とその下の歴史遺産政策官に集約されている。また、天然記念物課のみが配置されていた自然遺産については、3つの課と1つのチームで構成される自然遺産局が設立され、無形文化財課のみの配置であった無形遺産については、傘下の国立無形遺産院¹⁵の間で業務が一部調整され、4つの課を持つ無形遺産局が設置されており、各遺産類型に対する保護・管理体制が強化されている。

さらに今回の再編に伴い、国家遺産庁次官直属の組織として、「地方消滅危機遺産対応団」と「国家遺産産業育成チーム」が新設されている。前者は、地方消滅により危機に瀕する国家遺産の保存・管理・活用の強化、包括的な保護体制の構築、そして地域活性化を図る目的で設置され、国家遺産の管理能力の低下に対応した総合的な対策の策定や指定県遺産や未指定遺産を含む地方で消滅の危機にある遺産の調査・研究・分析・管理が取り組まれている¹⁶。一方、後者は、国家遺産を活用した産業の奨励とそれを通じた雇用創出に取り組むことを目的に設置され、国家遺産産業の育成と振興に関する政策開発や国家遺産のデジタルデータ制作、国家遺産に関わるコンテンツや商品などの産業を振興する世界国家遺産産業展の開催等を実施している¹⁷。

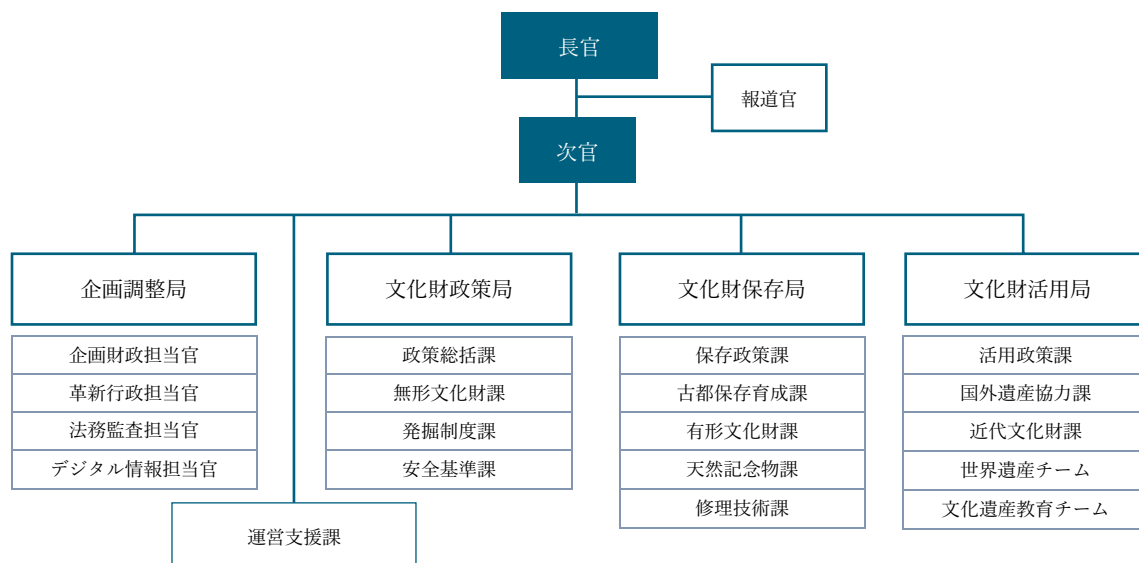


図1 旧文化財庁の組織図

(参照：<https://www.icpn.co.kr/news/articleView.html?idxno=5051> (2025年2月26日閲覧))

¹⁵ 国立無形遺産院は、2013年に旧文化財庁傘下の組織として設立され、無形文化遺産の保存・伝承・研究・調査・記録管理・普及及び振興に関する事務を管掌していたが、今回の組織再編に伴い、その業務の大半が無形遺産局に移行され、現在では、無形文化遺産の普及・振興に関する業務のみを担当している。

¹⁶ 国家遺産庁 (2025) 「自律機構『地方消滅危機遺産対応団』」((자율기구)「지방소멸위기유산대응단」운영 현황) (https://www.cha.go.kr/cmm/fms/BoardFileDown.do?atchFileId=FILE_000000000442365&fileSn=0&dwldHistYn=N&bbsId=BBSMSTR_1045 (2025年2月26日閲覧))。

¹⁷ イ・ドウォン (2024) 「[デジタル K-ヘリテージ]⑭国家遺産産業育成チーム、デジタル・コンテンツで産業振興に乗り出す [디지털 K-헤리티지]⑭국가유산산업육성팀, 디지털콘텐츠로 산업 진흥 나서」, ZDNet Korea (<https://zdnet.co.kr/view/?no=20241206102133> (2025年2月26日閲覧))。

2.2. 政策動向

今回の国家遺産制度への転換に伴い、国家遺産庁は、2023年12月8日に開催された国家遺産未来ビジョン宣言式にて、その未来ビジョンを「国民と共に享受する未来価値、国家遺産」と定め、「新しい価値を加え、社会的価値を守り、多様性の価値を分かち合うこと」を戦略目標として掲げることを発表した¹⁸。そして、これを達成するための未来戦略として、①国家および地域発展の新成長エンジン、②先端技術で新たに会えるデジタルヘリテージ、③国民の生活と調和する保護体制、④危機を超えて持続可能な価値構築、⑤誰もが享受する国家遺産福祉、⑥世界の人々と共に楽しむ K-国家遺産の6つが定められている。これらの戦略目標は、前節で述べられた国家遺産基本法にも反映されている。各項目の概要については、以下の通りである¹⁹。

① 国家および地域発展の新成長エンジン

国家遺産を新たな成長エンジンとして活用するため、2024年下半期に「国家遺産産業育成および振興に関する法律」(仮称)を発議し、スタートアップや優れた事業体の成長を支援し、現代技術と組み合わせ可能な伝統素材や標準化を推進する。さらに、地方自治体の様々な文化・宿泊施設、飲食店等で割引を受けられる「K-ヘリテージ(K-Heritage)パス」(仮称)を導入し、大会や展示・国賓行事などで国家遺産が活用される協力体制を構築する。

② 先端技術で新たに会えるデジタルヘリテージ

国家遺産とその写真、調査報告書、図面等の資料が様々な政策、教育、産業分野で活用可能なデジタルプラットフォームを構築し、データ開放政策を推進する。収集されたデータと人工知能(AI)を基に、国家遺産周辺で行われる建築行為などが国家遺産に与える影響を分析する。また、国家遺産管理のデジタル化を進め、観覧・体験・公演などのイベントが1つのプラットフォームでユーザーの好みに合わせて案内されるようにする。

③ 国民の生活と調和した保護体制

国家遺産の性格や土地利用等を総合的に考慮した遺産周辺の管理・整備方針を策定する。開発行為時に、国民への影響を最小限に抑えるため、埋蔵遺産の存続地域情報を高度化し、生活密着型の建設工事に精密発掘調査費用を支援する。国家指定遺産の予算編成と事業推進を直接的な事業として拡大する。また、現在64%の基礎自治体での国家遺産専任組織設置比率を、2040年までに80%に増加させる。

¹⁸ 国家遺産庁(2024)「文化財庁、国家遺産の「新たな役割と価値」を提示(문화재청, 국가유산 ‘새 역할과 가치’ 제시)」

(https://www.cha.go.kr/cop/bbs/selectBoardArticle.do?nttId=87504&bbsId=BBSMSTR_1008&pageUnit=10&searchTitle=title&mn=NS_01_09_01 (2025年2月26日閲覧))。

¹⁹ 以下は、全て同上：国家遺産庁(2024)より引用(筆者による翻訳)

④ 危機を超え持続可能な価値へ

気候変動による国家遺産への被害データと原型記録をデジタル化し、木造文化遺産（点検強化、緊急補修事業推進）、動産遺産（民間保存環境の改善）、自然遺産（生物種および遺伝資源の発掘・確保推進）等の種類別管理体制を整備し、気候変動への迅速な対応を行えるようにする。高齢化社会を迎える無形遺産分野では、現在定められた伝承段階を必ずしも経過しなくても伝承者になれるよう、伝承教育者や修了者を開放型で調査・評価し、修理分野でも「次世代職人スクール」（仮称）等の専門教育機関を設立して、伝統的な修理技法を徒弟制度で教育する基盤を整える。それ以外にも、活用されていない歴史文化資源を宿泊施設やカフェ等に活用し、地域消滅の危機を克服する。

⑤ みんなが享受する国家遺産福祉

「国家遺産基本法」に国民の国家遺産福祉の向上に関する条項が新たに設けられることを受けて、享受対象を拡大し、幅広い享受のために弱者層への支援を強化する。国家遺産の管理主体を養成し、社会統合の手段となる長期的なプロセスとして学校教育と社会教育の比重を拡大する。また、大衆投資（クラウドファンディング）、企業の芸術支援（メセナ）活動などの支援方法も多様化する。

⑥ 世界の人々と共に楽しむ K-国家遺産

「世界遺産影響評価」を本格的に導入し、世界遺産としての価値喪失を防ぐ。また、我が国の遺産の返還を目的とした海外拠点を設定し、特定の国と歴史的・文化的価値を共有する遺産を対象に協力的な保護・活用を推進する「K-共有遺産」政策を進める。文化遺産中心とした国際開発協力（ODA）はアフリカ・中南米などの新興市場に拡大し、我が国の遺産の名称と概念をそのまま使用できるようにグローバル辞典等への登録を推進する。また、無形遺産の修了者などを国家遺産通信使（仮称）として派遣する。

これらの未来戦略を踏まえ、同庁は 2025 年 1 月に「2025 年国家遺産局の主要業務実施計画」を発表し、その中で以下の 4 つの柱（持続可能な国家遺産価値創出基盤の整備／文化・自然・無形遺産の各特性を反映し、細やかで安全な包括的保護体制の構築／国民と外国人による国家遺産の享受促進／韓国遺産のグローバル化を通じた国民の誇りの向上）が打ち立てられている（表 11）²⁰。チェ・ウンチョン国家遺産庁長は、「今年は本格的に国家遺産体制を実現する時期であり、従来のように国家遺産の規制と保存にとどまらず、国民の生活に役立ち、日常の中で国家遺産本来の価値を感じることができるよう最大限の努力を尽くす」と述べており²¹、今後も新体制下での国家遺産の保護と活用に関する法制度の拡充および国内外での積極的な国家遺産の広報の推進が取り組まれていくことが予想される。

²⁰ 国家遺産庁（2025）「2025 年国家遺産庁 主要業務推進計画（2025 년 국가유산청 주요업무 추진계획）」

（https://www.khs.go.kr/newsBbz/selectNewsBbzView.do?newsItemId=155705240§ionId=b_sec_1&mn=NS_01_02（2025 年 2 月 26 日閲覧））。

²¹ 同上。

表 11 国家遺産庁の 2025 年国家遺産局の主要業務実施計画の概要

種別	概要
持続可能な国家遺産価値創出基盤の整備	<u>国家遺産政策の高度化推進：</u> ・「文化遺産基本計画」の策定 ・国立自然遺産院の設立に向けた事前調査等、「自然遺産基本計画」の本格的な実施 <u>無形遺産分野の改革：</u> ・伝承教育者の資格要件を 5 年以上修了者から一般の伝承者まで拡大 ・名誉保有者制度の改善（貢献度の高い伝承者が名誉保有者になれるようにする） ・伝承活動の評価と支援を拡大し、好循環な伝承体制の構築 <u>国家遺産産業の育成：</u> ・「国家遺産産業育成および支援に関する法律」の制定推進 ・国家遺産の 3 次元資源の国際的な普及を通じた、ゲームや映画製作の活性化 <u>国家遺産保存・規制と国民生活の調和：</u> ・開発行為時に国家遺産への影響を事前検討し、規制手続きを一元化した「国家遺産影響診断法」を施行（2025 年 2 月） ・発掘調査支援拡大（2025 年予算：198.7 億ウォン） ・小規模発掘調査の費用を全額支援し、精密発掘調査の支援上限を最大 3 億ウォンに引き上げ <u>地域住民の定住環境改善および地方消滅への対応：</u> ・歴史文化圏整備（江陵、羅州、咸安、海南：100 億ウォン）の実施 ・景観改善事業（南原邑城など 5 か所：20 億ウォン）の実施
文化・自然・無形遺産の各特性を反映し、細やかで安全な包括的保護体制の構築	<u>保存価値が高い文化遺産の指定・登録の多様化：</u> ・伝統建築の実測設計と修理現場との連携強化および国家主導の修理の拡大と修理品質の向上 ・木造建築遺産の部材毎の科学的調査と記録化事業の実施 ・予備文化遺産のリスト化 ・主要建物の修復・復元（景福宮、昌徳宮等） <u>自然遺産の保存・管理：</u> ・動物遺産の個体と生息地の集中管理による、種の保存の強化 ・全国の天然記念物を対象にした個体数や分布、生息密度等の定期調査実施と保護活動の強化 ・植物遺産の「1 自然遺産-1 植物病院体制」の導入と常時管理の推進 ・国際基準を考慮した名勝指定基準と分類体制の整備 ・地質遺産の保護体制強化のため、埋蔵遺産法令の改正 <u>無形遺産の伝承と保存：</u> ・従来、疎外されてきた分野（口伝伝統、自然・宇宙知識等）の指定を目指した法令改正推進 ・無形遺産未指定項目のリスト化と支援を通じた伝承の保護 ・伝承者の高齢化に備え、次世代伝承者の育成を促進するため、伝授教育学校の制度の改善や、保有者が長期間不在の分野では、進入障壁の緩和や公募で伝承者の発掘 ・伝承工芸品バンク²²の作品購入対象範囲を拡大、国内外の貸与の積極的な誘致 <u>災害安全への対応：</u> ・「国家遺産災害および安全管理法」の制定推進と防災基盤の継続的な構築 ・増加する人的被害の防止策として、常時的な見守り活動の拡大と防犯システムの強化 ・気候変動による被害を最小化するため、風水害リスク地域の実態調査と保護策の策定、被害回復と適応管理技術の開発等、予防的対応体制も整備 ・動植物遺伝資源の凍結・保存、遺伝子研究を通じた気候変動への対応

²² 無形遺産伝承者が制作した作品を、韓国文化の広報に取り組む機関が購入し、無料で貸与する制度。

国民と外国人による国家遺産の享受	<u>体験の強化：</u> ・世界遺産と国家遺産の価値拡散のため、コンテンツの高品質化の促進 ・経験を重視する 30・40 代の特性を考慮し、能動的な体験を強化した国家遺産訪問キャンペーンの実施 ・郷校・書院、伝統寺院等の国家遺産を楽しめる体験プログラムや「済州国家遺産訪問の年」事業等を通じた、文化・自然・無形遺産を複合的に感じられる機会の提供 <u>事業展開：</u> ・宮殿遺産の特別観覧の拡大や 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）と連携した伝統公演・メディアアート展示、朝鮮通信使船の航路再現等の国家遺産の価値理解を促進するイベントの開催 ・独立運動関連の文化遺産企画展示を含む、光復 80 周年記念事業の展開 <u>国家遺産へのアクセスの向上：</u> ・社会的弱者層向けの国家遺産観覧サービスの対象者を、障がい者・高齢者から地方消滅危機地域の住民や脱北民にまで拡大（4 地域 1,320 名 → 8 地域 2,500 名） ・移動型国家遺産教育体験館「イオジキョ」²³の運営拡大（60 箇所 → 100 箇所） ・人気の高い王宮観覧プログラムの予約制を抽選制に変え、デジタル弱者にも観覧機会を提供 ・子どもの目線に合わせた国家遺産教育コンテンツの制作・普及
韓国遺産の世界化を通じた国民の誇りの向上	<u>ユネスコ関係条約への貢献：</u> ・「山林緑化記録物」と「済州 4・3 事件記録物」（ユネスコ・「世界の記憶」）、および「盤亀川の岩刻画」（ユネスコ・世界遺産）の登録支援 ・世界遺産影響評価制度を運営し、世界遺産地域の指定を進めて体系的な管理の実施 <u>韓国遺産に対する理解促進：</u> ・海外の韓国遺産の価値保存・活用の促進 ・国際的な課題に関連した韓国遺産の多国籍研究や若手研究者への支援 ・国際的な韓国遺産コンテンツの制作や海外メディアとの協力等の対外的な広報活動の強化 <u>国外の韓国遺産の保存・伝承の支援：</u> ・日本の高麗美術館運営支援やフランス・ドイツでの文化遺産調査 ・無形遺産の在外韓国人伝承団体への研修招待の実施 <u>国際機関との連携：</u> ・ユネスコ世界遺産委員会を韓国に誘致するため、誘致都市公募（2025 年上半期）と専任組織の運営 ・4 月にイコモスのアジア太平洋地域会議を開催予定 ・ユネスコ無形遺産信託基金（10 億ウォン）の新設 <u>ODA 事業の拡大：</u> ・カンボジアのアンコール遺跡、エジプトのラメセウム（ラムセス 2 世の葬送殿）塔門の保存・復元の継続 ・ペルー政府とマチュピチュの保存・復元に関する覚書の締結

（参照：

https://www.khs.go.kr/newsBbz/selectNewsBbzView.do?newsItemId=155705240§ionId=b_sec_1&mn=NS_01_02（2025 年 2 月 26 日閲覧））

²³ 文化遺産とデジタル、世代、地域をつなぐという意味を持った造語。

III. 韓国による文化遺産国際協力

Ⅲ 韓国による文化遺産国際協力

1. 概要

1.1. 国際協力の歴史

韓国のODA（政府開発援助）の歴史は援助受領国（レシピエント国）から始まる。朝鮮戦争後、世界最貧国の1つに数えられていた同国だが、1960年代から実施された経済発展政策に伴う外国資本の流入は、同国の急速な成長に繋がり、同国の発展は、国際社会からのODAを基盤とした経済的・社会的発展の模範例として認識されている²⁴。韓国はODAを受領しつつ、1960年代には技術協力への関与から徐々に始め、1970年代になると、自国予算によって開発協力事業を開始した。1987年には有償資金協力をを行うEDCF（対外経済協力基金）を、1991年には無償資金協力・技術協力を担当するKOICA（韓国国際協力団）を設立することで、より体系的な支援を可能にした。2010年、OECD（経済協力開発機構）のDAC（開発援助委員会）に加盟することが決まると、同年には、開発援助の目的・定義・基本精神・実施体制等を定めた「国際開発協力基本法」の制定に加え、国際協力委員会にて、「国際開発協力先進化方案」を決定し、法的・政策的基盤を確立した²⁵。OECDのDACに加盟以来、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による影響を受けた2020年度を除き、韓国のODA予算の規模は継続的に拡大を続けており、2023年度の予算（約31億3,000万ドル）は、2014年度（約18億5,600万ドル）に比べて約1.7倍に増加している（図3）。

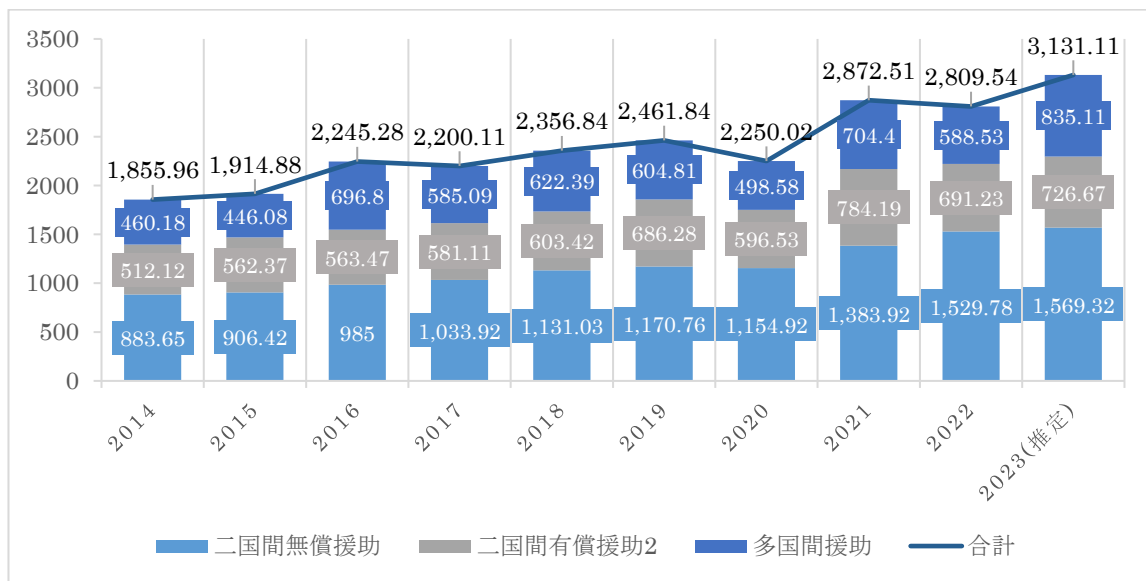


図3 韓国の年別ODA支援実績（単位：百万ドル）

（参照：<https://www.odakorea.go.kr/statistic/main#/tileLayout>（2025年2月26日閲覧））

²⁴ Office for Government Policy Coordination. (2023). 'History'.

(https://www.odakorea.go.kr/eng/cont/ContShow?cont_seq=60 (Accessed: February 26, 2025)).

²⁵ 参議院政府開発援助調査派遣団（2014）「第11回参議院政府開発援助（ODA）調査派遣報告書」参議院政府開発援助調査派遣団、276頁。

1.2. 国際協力の体制

韓国の ODA 推進体系は、国際開発協力基本法に基づき、総括・調整機関—主管機関—施行機関の 3 段階構造で構成されている（図 4）。総括及び調整機能を担う機関として、国際開発協力委員会と国務調整室開発協力政策官室がある。国際開発協力委員会は、国際開発協力に関する政策を総合的・体系的に推進するため、基本計画や施行計画を含む主要事項に関する審議・調整を行う。国務総理を委員長とし、外交部長官、企画財政部長官、国務調整室長、大統領令で定める中央行政機関および関係機関・団体の長、有識者など最大 25 名で構成される（国際開発協力基本法第 7 条）。

主管機関は、外交部と企画財政部の 2 機関で構成される。外交部は、無償資金協力を所掌し、無償資金協力分野の基本計画及び施行計画の作成、履行状況の点検、施行機関との調整等を担当する。一方で、企画財政部は、有償資金協力を所掌しており、有償資金協力分野の基本計画及び施行計画の作成や履行状況の点検を行うとともに、施行機関と協力しながら事業の発掘及び評価等を担当する。施行機関である輸出入銀行（EDCF）や KOICA 等の公共機関、政府・自治体などの関係機関は、各機関の専門性をもとに ODA 事業を施行している。2024 年時点で、総計 46 の施行機関により 1,976 件の事業が施行されており、その規模は約 6,262 億円²⁶に及んでいる²⁷。

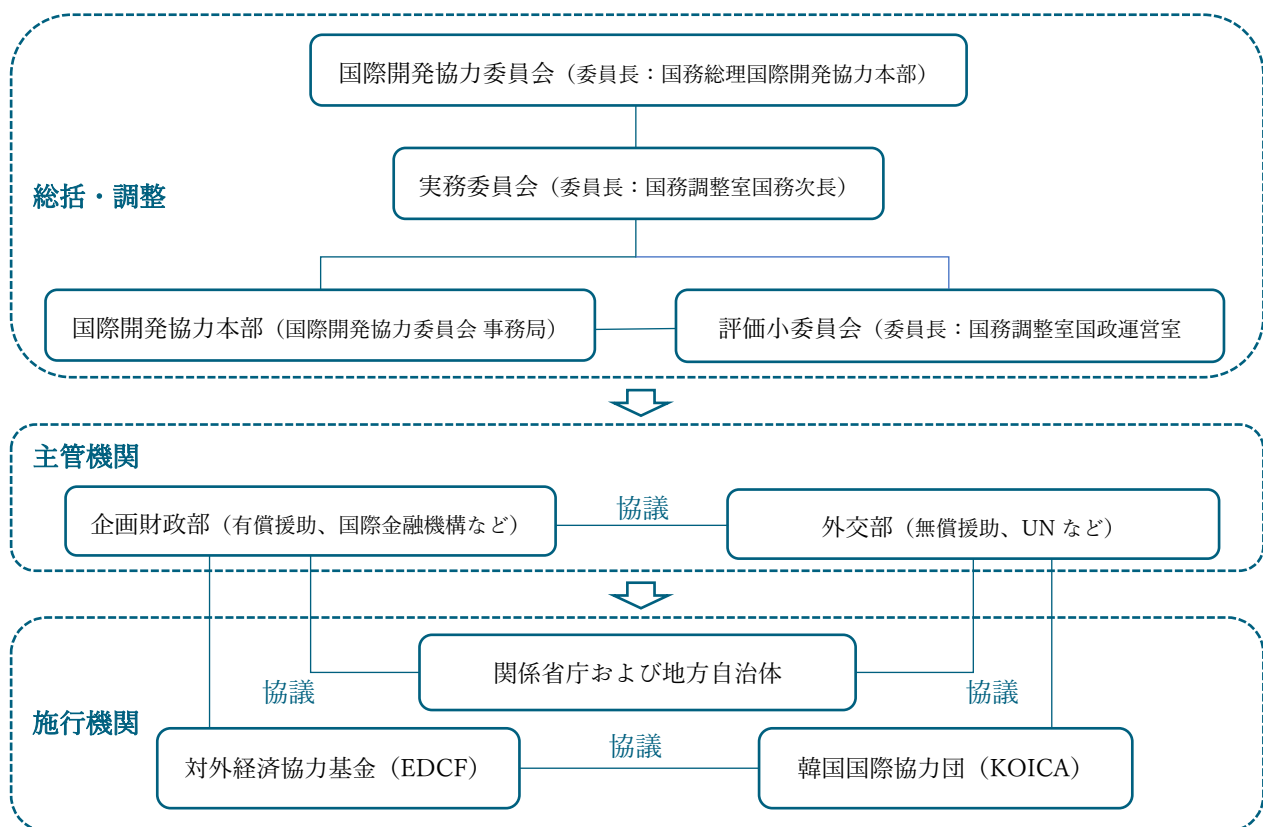


図 4 韓国の ODA 推進体系
(筆者による作成)

²⁶ 6 兆 2,629 億ウォン。1 ウォン=0.1 円で換算（2025 年 2 月 7 日時点のレート）。

²⁷ 国務調整室（2023）「ODA 体制（ODA 체계）」（https://www.odakorea.go.kr/kor/cont/ContShow?cont_seq=41（2025 年 2 月 26 日閲覧））。

1.3. 文化遺産国際協力の概要

韓国による文化遺産分野での国際協力事業は 2009 年より開始されて以降、年々拡大を続けている。事業推進の目的として、「支援対象国における持続可能な文化観光産業のインフラ構築と貧困削減、文化遺産の保存管理支援における韓国のプレゼンス強化と国内における専門的知識・経験の蓄積、同事業を通じた韓国のイメージアップ、文化を基盤とした民間外交および経済交流の拡大等」が挙げられ²⁸、韓国政府が積極的に推進してきた広報文化外交²⁹の一端を担っている。文化遺産国際協力の実施形態としては、(1)国家遺産庁の ODA 事業、(2)外交部傘下の KOICA（韓国国際協力団）の ODA 事業、(3)公的機関による事業、(4)ユネスコ信託基金を通じた支援に大別される（表 12）。

国家遺産庁が行う ODA 事業の過去 5 年間の予算の推移をみると、近年急激にその額が増加していることが確認できる（表 13）。2024 年度の ODA 予算（13 億 880 万円）は、2020 年度の予算（2 億 730 万円）と比較すると、約 6 倍に急増している。また、前章の政策動向内で取り上げた、同庁の 6 つの未来戦略の 1 つである「世界の人々と共に楽しむ K-国家遺産」には、文化遺産関係の ODA 事業について、アフリカ・中南米等の新興市場に支援を拡大していくことが明記されており、このことから韓国政府による文化遺産国際協力の積極的な拡大志向を読み取ることができる³⁰。

表 12 韓国による文化遺産国際協力の種別（筆者による作成）

種別	概要
国家遺産庁による ODA 事業	国家遺産庁は、外交部が主管する無償援助の内、文化遺産関係の技術支援の施行機関として、2025 年 1 月現在、アジアやアフリカにて、10 のプロジェクトを統括している。その事業の大半を国家遺産振興院が実行してきたが、近年では韓国ユネスコ国内委員会、韓国伝統文化大学校、ユネスコ・カテゴリー2センターの ICHCAP 等も一部の事業を担当している。
KOICA による ODA 事業	外交部傘下の機関である KOICA は、外交部が主管する無償援助計画の枠組みの中で、アジア、アフリカ、南米にて、文化遺産関係の事業も実施してきている。国家遺産庁と同じく、実際の事業の実行は、国家遺産振興院やコンサルタント会社等の外部組織に委託している。
公的機関による事業	文化体育観光部や国家遺産庁より分配された独自予算（ODA 予算を除く）で、公的機関（国立文化遺産研究院、ユネスコ・カテゴリー2センターの ICHCAP や WHIPIC 等）が人材育成事業、共同研究、国際機関との協力事業等を実施している。
ユネスコ信託基金を通じた支援	文化体育観光部や国家遺産庁等の政府機関が、ユネスコ信託基金を通じて、文化および文化遺産分野にて支援を行っている。年に一度、ユネスコの戦略企画部（Bureau of Strategic Planning）と韓国の任意拠出金運営機関との協議会議があり、その窓口をユネスコ国内委員会が務めている。

²⁸ 文化遺産国際協力コンソーシアム（2015）「韓国国際協力体制に関する調査報告書」文化遺産国際協力コンソーシアム、10 頁。

²⁹ 民間企業や NGO などと連携しながら、自国の持つソフトパワー（文化や価値観）を活用し、相手国の国民・世論に働きかけ、自らに有利な国際環境を形成する外交のあり方。

³⁰ 国家遺産庁（2024）「文化財庁、国家遺産の「新たな役割と価値」を提示（문화재청, 국가유산 ‘새 역할과 가치’ 제시）」
（https://www.cha.go.kr/cop/bbs/selectBoardArticle.do?nttId=87504&bbsId=BBSMSTR_1008&pageUnit=10&searchTitle=title&mn=NS_01_09_01（2025 年 2 月 26 日閲覧））。

表 13 過去 5 年間の国家遺産庁の ODA 予算の推移（国家遺産庁提供資料を基に作成）

年度	予算額*	前年度からの増加率
2020	2 億 730 万円（20 億 7,300 万ウォン）	-
2021	2 億 7,730 万円（27 億 7,300 万ウォン）	34%
2022	3 億 6,690 万円（36 億 6,900 万ウォン）	32%
2023	4 億 7,910 万円（47 億 9,100 万ウォン）	31%
2024	13 億 880 万円（130 億 8,800 万ウォン）	173%

*1 ウォン＝0.1 円で換算（2025 年 2 月 7 日時点のレート）

（国家遺産庁提供資料（未公開）を基に作成）

一方で、前回（平成 27（2015）年度）の韓国の国際協力体制調査時に課題として挙げられていた、文化遺産国際協力に携わる組織間の横断的な連携システムやネットワーク組織の欠如については、現在においても大きな改善はない³¹。2016 年 3 月には、韓国ユネスコ国内委員会が主催した「ユネスコ文化遺産に関する国際開発協力ワークショップ」が開催され、国家遺産庁、外交部、KOICA、国家遺産振興院、ユネスコ・カテゴリー2 センター等の関連機関が集まり、日本からの登壇者として、当時の東京大学教授（現、同大学名誉教授）である早乙女雅博氏が、日本の文化遺産国際協力の概要および文化遺産国際協力コンソーシアムの活動について報告された。しかしながら、その後連携システムやネットワーク組織の構築に向けた具体的な動きは見られない。

実際、国家遺産庁と KOICA が行う ODA 事業には、分野的・地域的な重複が見られるが、基本的にそれぞれが別々に事業を統括している。例えば、カンボジアのアンコール遺跡群では、国家遺産庁と KOICA のそれぞれが異なる遺跡の保存修復事業を実施しているが、現場レベルでの情報共有や協力を除き、両者の間で連携や調整は今のところない。両事業を実行している国家遺産振興院関係者によると、両者の ODA 事業の主な違いとして、国家遺産庁は年度毎に予算を編成・執行するのに対して、KOICA は事業毎に予算が組まれており、一括で予算を執行する形となっている。また成果面でも、国家遺産庁の事業では、文化遺産のオーセンティシティ（真正性）を守ることに重点が置かれているのに対して、KOICA の事業では、ODA 事業の遂行という側面がより優先されるという違いがみられるとのことである。ただし、現地での事業実行に関して、KOICA の事業では、国家遺産庁の事業に比べて、現地での滞在や必要な機材の手配等がより円滑に進められるといった、国際協力を専門とする KOICA の強みもあるとのことである。また国家遺産庁の関係者からも、今後アフリカや中南米へも支援地域を広げていくにあたり、長年の ODA 事業の施行の中で蓄積されてきた KOICA の持つ知見やネットワークを参考・活用しながら進めていきたいといった声もある。今後文化遺産国際協力の拡大が予想される中、各組織間での連携システムやネットワーク組織の構築を行うことは、韓国による協力体制の更なる強化に繋がることが考えられる。

³¹ 文化遺産国際協力コンソーシアム（2015）「韓国国際協力体制に関する調査報告書」文化遺産国際協力コンソーシアム、11 頁。

2. 国家遺産庁

2.1. 組織の概要

国家遺産庁は韓国の文化遺産分野の ODA を施行する機関で、被援助国の文化遺産の体系的で持続可能な保存・管理・活用を支援することで文化遺産国際協力における主導的な役割を担っている。同庁で ODA 事業を担当するのは、主に遺産政策局内に配置されている国外遺産協力課である。同課は 10 名（正規雇用：8 名／契約雇用：2 名）で構成され、「国家遺産庁予算で行われる ODA 事業の統括」、「韓国の国家遺産の対外的な広報」、「韓国国外に所在する韓国関係の文化遺産の保存・活用の監修」という 3 つの業務を担当している。また同じく遺産政策局内の世界遺産政策課も、主とする韓国国内の世界文化遺産（有形・無形）の管理、新規推薦に係る業務に加え、国外遺産協力課担当の ODA 事業の一環として拠出されるユネスコ等への義務分担金とは別に、ユネスコ信託基金への拠出を担当している。

無形遺産関係では、同庁内に無形遺産局があるが、同局は国内の無形遺産に係る業務を担当しており、無形遺産関係の国際協力も基本的に国際協力課が管轄している。ただし、協力内容が無形遺産に関係する場合、組織再編以前の無形遺産課や無形遺産院から人員を専門家として派遣した実績はあるとのことである。また、後述のユネスコ・カテゴリー2 センターのアジア太平洋地域無形文化遺産情報ネットワークセンター（ICHCAP）は、アジア太平洋地域の無形文化遺産に関する情報交流、ネットワーク、研究活動を促進するための国際センターであるが、同庁予算によって現在進行中である無形遺産関係の ODA 事業の 1 つの実行も担当している。

2.2. 協力内容

国家遺産庁が施行する文化遺産関係の ODA 事業は、外交部が主管する無償援助計画の枠組みの中で、技術支援として分類される。ただし、外交部が総括・予算編成する無償援助の資金支援とは異なり、施行機関の国家遺産庁で予算編成を行う。加えて、同庁の ODA 事業は一般の予算編成と同じく、企画財政部との協議も必要であるため、外交部の無償援助計画審議と企画財政部との予算協議の両方で承認されて、初めて予算成立となる。また各事業の予算執行は、単年度ごとに行われる。

同庁の ODA 事業の重点分野として、「文化遺産の保存修復」、「文化遺産インフラ整備」、「文化遺産専門人材育成」の 3 つが設定されており³²、2025 年 1 月現在、アジアおよびアフリカにおいて、10 のプロジェクトが進行している（表 14）。また今後の支援対象として、ペルーのマチュピチュやガーナのグレート・アクラ州が挙げられており、今後もさらなる支援地域の拡大が予想される³³。

事業の開始に至るまでのプロセスは、大きく 2 通りに分けることができる。1 つは、韓国の大統領の訪問・会談に伴い、相手国側から文化遺産分野での要請があった場合に、政府間レベルで基本合

³² 国務調整室（n.d.）「私たちの ODA > 支援状況 > 省庁別状況（우리나라 ODA > 지원현황 > 부처별현황）」
（<https://www.odakorea.go.kr/kor/info/deptMain#deptMainTop>（2025 年 2 月 26 日閲覧））。

³³ Park, H. (2024). 'Q&A: Korea Heritage Service chief discusses cultural preservation in changing times, global outreach'. *The Korea Times*. (https://www.koreatimes.co.kr/www/culture/2025/01/199_374657.html (Accessed: February 26, 2025)).

意書（MOU）が結ばれ、ODA 事業の開始が同庁に要請されるケースである。ウズベキスタンの事業（表 14 の 3）や、エジプト関連の 2 つの事業（表 14 の 5・6）については、当時の大統領の訪問時に、MOU が締結され、ODA 事業が開始している³⁴。これとは別に、近年の ODA 事業予算の急激な増加に伴い、新たな事業を開始するため、同庁の国際協力課が支援を必要とする可能性のある国を事前に調べた上で、それらの国々に問い合わせを行い、相手国から要請があった場合に、事前協議を経て、MOU を結ぶという流れもある。パキスタンの事業（表 14 の 2）は、このようなプロセスで事業が開始されたとのことである。

全ての事業の監督および新たな支援対象の選定や支援内容に関するカウンターパートとの調整については、国外遺産協力課が担当しており、同課の担当者によると、このような活動の円滑な遂行のため、1 年に 1 カ所ほど現地視察および相手国機関との協議を実施しているとのことである。このような事業の開始前後の調整等は主に国外遺産協力課の担当であるが、実際のプロジェクトの実行は、後述の国家遺産振興院や韓国ユネスコ国内委員会、ICHCAP、韓国伝統文化大学校が受託している。国家遺産庁による文化遺産関係の ODA 事業が始められた当初は、全ての ODA 事業が国家遺産振興院によって実施されていた。しかし、年々 ODA 事業が拡大していくにつれて、支援事業の性格がより多様化していること、また国家遺産振興院内での人員確保も追いつかない状況が認識された。そこで現在では、事業の実行についての公募が出される場合もあり、応募機関の専門性や人的資源等を考慮して、国外遺産協力課によって委託先が決められているとのことである。ただし、現在でも半数近くの事業が国家遺産振興院によって実行されている。

このように、国家遺産庁による国際協力は基本的に ODA 事業に限定されるが、唯一の例外が「ASEAN（東南アジア諸国連合）・韓国文化遺産協力」に関わる事業である。2019 年および 2021 年の韓国政府による「ASEAN・韓国文化遺産協力機構」の設立の提案を契機に、2024 年 12 月までに通算 5 回の作業委員会が開催され、これらの会議を通じて、協力の基本的原則、協力分野、協力事業の優先順位となる対象遺産や、長期的事業目標などについて話し合われてきた。事業の実行には、ICHCAP の協力を得ながら、韓国・ASEAN の共通の遺産（Shared Heritage）に関する調査研究等、今後の具体的な事業の展開に向けて準備が進められている。

³⁴ ウズベキスタン：Korea Heritage Service. (2019). ‘Korea-Uzbekistan Cultural Heritage ODA MOU’.

(https://english.cha.go.kr/cop/bbs/selectBoardArticle.do?nttId=74276&bbsId=BBSMSTR_1200&pageIndex=32&pageUnit=10&searchCnd=&searchWrd=&ctgryLrcls=&ctgryMdcls=&ctgrySmcls=&ntcStartDt=&ntcEndDt=&searchUseYn=&mn=EN_01_01 (Accessed: February 26th, 2025)).

エジプト：Korea Heritage Service. (2023). ‘Korea National University of Cultural Heritage, takes first step to “Support Project for the Preservation and Management of Egyptian Cultural Heritage”’

(https://english.cha.go.kr/cop/bbs/selectBoardArticle.do?nttId=85733&bbsId=BBSMSTR_1200&pageIndex=11&pageUnit=10&searchCnd=&searchWrd=&ctgryLrcls=&ctgryMdcls=&ctgrySmcls=&ntcStartDt=&ntcEndDt=&searchUseYn=&mn=EN_01_01 (Accessed: February 26th, 2025)).

表 14 国家遺産庁の予算による 2024 年度 ODA 事業一覧

No.	対象国/事業名	協力内容	委託先機関	期間	予算 (2023)*	予算 (2024)*
1	ラオス/世界遺産ワット プー・ホンナンシダ復 元・保存自立力量強化 ³⁵	調査研究、整備計画の策定、保 存修復、デジタル化、能力開発	国家遺産振 興院、伝統 文化大学校	2021～ 2025	1 億 2,000 万	1 億 9,000 万
2	バキスタン/ガンダーラ 文化育成と観光資源開発 政策支援	研究センター設立、人材育成、 デジタル記録化、観光資源化	国家遺産振 興院	2021～ 2025	1 億 1,000 万	1 億 3,000 万
3	ウズベキスタン/サマル カンド圏文化観光資源開 発力量強化	国家遺産総合管理センター設 立、発掘調査、遺跡整備、文化 遺産目録作成、デジタル記録、 観光資源化、観光施設整備	国家遺産振 興院	2022～ 2026	1 億	1 億 4,000 万
4	キルギス/伝統工芸技術 およびデジタルマーケテ ィング力量強化による文 化観光産業活性化	伝統工芸振興政策・制度改善、 力量強化、インフラ構築、伝統 工芸文化観光産業体系構築	ICHCAP	2023～ 2026	2,500 万	1 億 6,430 万
5	エジプト/ルクソール持 続可能な文化遺産観光資 源開発力量強化	解体修理、復元整備、機材支援	伝統文化大 学校	2023～ 2027	6 千万	2 億 8,000 万
6	エジプト/デジタルヘリ テージセンター構築支援	デジタルヘリテージセンター設 立、機材提供、データ取得	伝統文化大 学校	2023～ 2027	2 千 20 万	2 億 4,000 万
7	カンボジア/アンコール 遺跡・ワットバガン基壇 部補修整備	補修整備、精密実測調査、保存 科学センター設立、観光資源 化、能力強化	国家遺産振 興院	2024～ 2026	-	1 億 2,000 万
8	世界記録遺産登録開発途 上国力量強化	申請書作成ワークショップ	韓国ユネス コ国内委員 会	2009～	800 万	1,000 万
9	新規事業開発および予備 的な妥当性調査	新規事業評価等	韓国ユネス コ国内委員 会	継続	1,000 万	1,000 万
10	国際機関義務分担金	ユネスコ・IUCN への資金提供	国家遺産庁	継続	1,410 万	2,540 万

*予算は全て、円ベース。1 ウォン＝0.1 円で換算（2025 年 2 月 7 日時点のレート）

（<https://www.odakorea.go.kr/kor/info/deptMain#deptMainTop>（2025 年 2 月 26 日閲覧）および国家遺産庁提供資
料（未公開）を基に作成）

³⁵ 本報告書内では、「力量強化」は、「能力・パフォーマンス・キャパシティを強化すること」を意味する用語として使用する。

3. 韓国国際協力団（KOICA）

3.1. 組織の概要

韓国国際協力団（KOICA）は、韓国の対外無償協力事業を主管する外交部傘下の機関として、1991年に設立された。その主な使命として、発展途上国における貧困削減と生活の質の向上、女性、子ども、障がい者の権利改善、ジェンダー平等の実現、持続可能な発展の達成、パートナー国との経済協力と親善の推進、そして国際社会における平和と繁栄への貢献が掲げられている³⁶。23の部署を抱えるソウルの本部を中心に、アジア、アフリカ、ヨーロッパ、オセアニア、中南米の計47か国に地域事務所を設置しており（図5）、このような体制の下で韓国によるODA事業の28.2%を実施している³⁷。ただし、文化および文化遺産関係のODA事業のみを主管する部署やチームはなく、基本的にODA事業の被支援国にある現地事務所が、被援助国との事業の特定から立案・実施までを行っている。そのようにして特定・立案された事業は、本部の評価部によって審査・評価され、文化遺産関係の事業を含む、文化セクターの事業のパフォーマンス管理を通じた実施支援については、デジタル・健康・社会開発チームによって行われている。

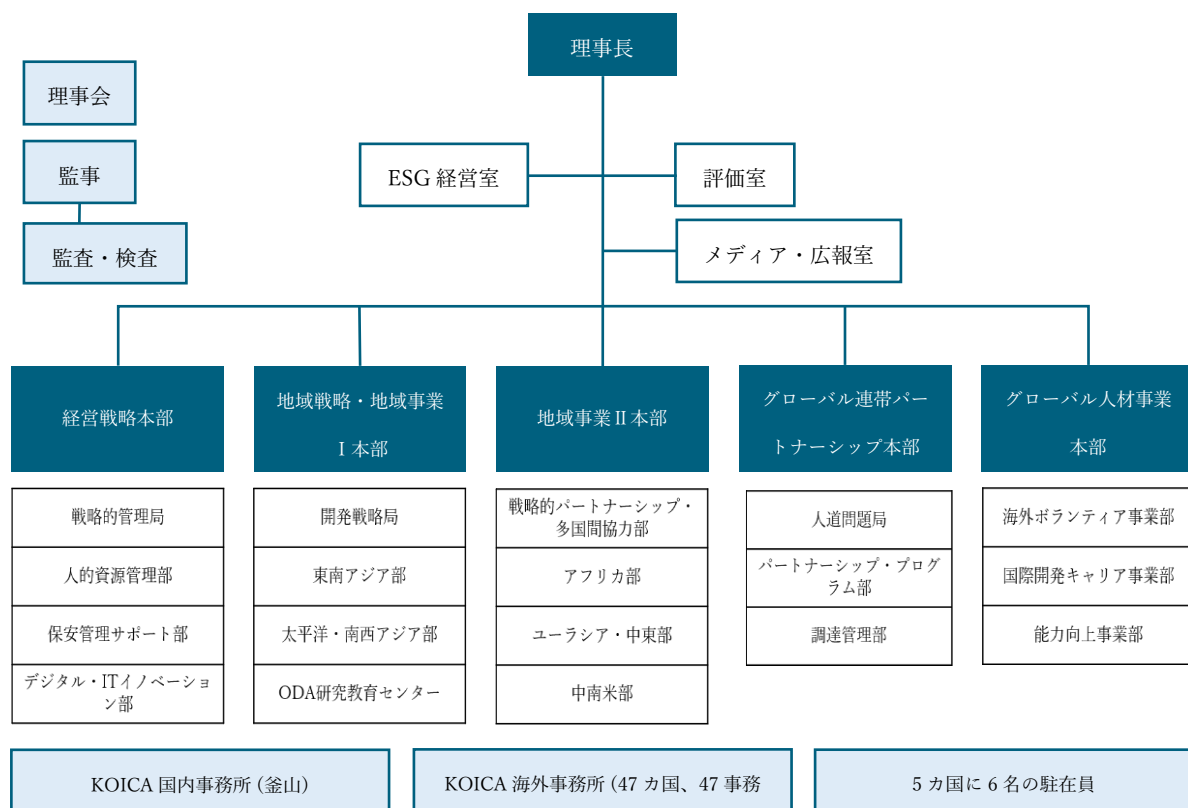


図5 KOICAの組織図

（参照：https://www.koica.go.kr/koica_kr/861/subview.do（2025年2月26日閲覧））

³⁶ KOICA (Korea International Cooperation Agency). (2024). ‘2024 KOICA Brochure’, KOICA. p.4.

³⁷ Ibid., pp.5-6.

3.2. 協力内容

KOICA による文化関係の ODA 事業は、主に文化遺産の保存、デジタル資源管理の強化、そして国際的な文化交流の促進に焦点を当てており、文化遺産の分野では遺跡の保存修復から博物館の建設および人材育成など、ソフト面・ハード面の両方で、これまでに計 7 つの事業が実施されてきている（表 15）。KOICA の中期戦略目標（2021-2027）³⁸内では、12 の領域³⁹が挙げられており、その中に文化は直接的には含まれていないものの、都市開発の項目内の戦略目標 1「都市計画に基づくスマートな都市発展と持続可能な都市化の支援」の概要には、「文化・自然遺産の保護と活用」が取り組んでいくべき事業の一つとして明記されており、持続可能な開発目標（SDGs）⁴⁰を意識した戦略目標であることが読み取れる。

KOICA が実施する事業の大半については、被援助国政府との協議を通じて開始されている。具体的には、相手国が事業概要書を KOICA に提出すると、KOICA で事業の実現可能性を調査した上で審査され、その審査に通過すると、事業の立ち上げおよび実施という流れである。ただし、一部事業では、国家遺産庁の ODA 事業と同様に、韓国の大統領の海外訪問や会談に伴い、相手国側から文化遺産分野での要請があった場合に、政府間レベルで基本合意書（MOU）が結ばれ、ODA 事業の開始が KOICA に要請されるケースもあるとのことである。文化遺産分野では、コンゴ民主共和国での国立博物館設立の支援事業（表 15 の 1）やカンボジアのアンコール遺跡群での事業の第 2 期（表 15 の 6）がこのケースに該当する。特にコンゴでの事業は、2011 年に当時の大統領のコンゴ訪問時に、コンゴの大統領からの要請によって開始されたが、韓国による文化分野での初めての ODA 事業であることに加え、総額 2,100 万ドルの予算が投じられ、200 名の韓国人と 600 名のコンゴ人が参画した最大規模の事業であったことから、大統領の権限・意向の影響力が感じられる⁴¹。

各事業の期間は、最大 5 年が原則となっており、予算は事業ごとに一括で編成・執行する点が、年度毎に予算を編成・執行する国家遺産庁とは異なっている。しかし、実際の事業の実行は、国家遺産庁と同じく、事業毎に公募が行われ、国家遺産振興院や外部のコンサルタント等、必要に応じて複数の組織に委託する形で進められている。

³⁸ KOICA (Korea International Cooperation Agency). (2021). ‘*Mid-term Sectoral Strategy (2021-2025)*’, KOICA. KOICA’s

³⁹ 教育(Education)／福祉(Health)／ガバナンスの平和(Governance Peace)／農業・農村開発(Agriculture, Rural Development)／科学・技術・イノベーション(Science, Technology, Innovation)／水(Water)／エネルギー(Energy)／輸送(Transportation)／都市開発(Urban Development)／気候変動対策(Climate Action)／ジェンダー平等(Gender Equality)／人権(Human Rights)。

⁴⁰ SDGs11「住み続けられるまちづくりを」のターゲット 4 には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」と掲げられている。

⁴¹ Kim, K. (2016). Project for the Establishment of a National Museum in the DRC and Korea’s New ODA Strategy: The Contextualization of the DRC’s History and Culture. *African and Asian Studies*, 15(4), p. 409; Jo, H. (2019). ‘KOICA builds biggest national museum for Congo’, *The Korea Herald*. (<https://www.koreaherald.com/article/2025496> (Accessed: February 26th, 2025)).

表 15 KOICA の予算による文化遺産関係の ODA 事業一覧（筆者による作成）

No.	対象国/事業名	協力内容	主な実行機関	期間	予算
1	コンゴ民主共和国/国立博物館 設立プロジェクト ⁴²	博物館建設、機材提供、人材育 成	Junglim Architecture、国 家遺産振興院	2012~ 2019	2,100 万ドル
2	カンボジア/トゥール・スレン 虐殺博物館のアーカイブ保存 とデジタル化(第1期) ⁴³	資料のデジタル化・アクセス促 進、資料保管庫の設置、人材育 成	ユネスコ	2014~ 2019	115 万 ドル
3	カンボジア/アンコール遺跡群 のプレア・ピトゥ寺院群保 存・修復(第1期) ⁴⁴	政策コンサルティング、基礎調 査・研究、遺跡の保存修復、実 験室設立、機材供与、能力強化	国家遺産振興院	2015~ 2018	400 万 ドル
4	バングラデシュ/文化遺産のた めの先進技術による保存 ⁴⁵	人材育成、機材供与、保存処理 マニュアル作成	国家遺産振興院	2016~ 2018	100 万 ドル
5	ペルー/国家文化遺産管理のた めの統合データベースの開発 ⁴⁶	IT マスタープラン・情報システ ムの開発、機材提供、能力開発	Moon Engineering Co., Ltd.	2015~ 2025	800 万 ドル
6	カンボジア/アンコール遺跡群 のプレア・ピトゥ寺院群と象 のテラスの保存・修復(第2 期) ⁴⁷	遺跡の保存修復、能力開発、機 材供与	国家遺産振興院、 韓国建設技術研究 院	2019~ 2026	700 万 ドル
7	カンボジア/トゥール・スレン 虐殺博物館のアーカイブ保存 とデジタル化(第2期) ⁴⁸	カンボジアの記憶の場*の価値の 記録・普及、資料のデジタル 化、博物館の展示改善	ユネスコ	2024~ 2028	300 万 ドル

*「M-13 刑務所、トゥール・スレン虐殺博物館（旧 S-21）、チュンエク虐殺センター（S-21）」は、極端なイデオロ
ギーに基づきカンボジアを支配したクメール・ルージュ政権の犯罪を象徴する場所として、世界遺産暫定リストに掲
載されている（2025 年 3 月時点）。

⁴² 同上。

⁴³ KOICA Cambodia. (2017). 'Project: The Toul Sleng Genocide Museum Achieves Preservation and Digitalization', KOICA. (https://www.koica.go.kr/editorupload/khm_en/2017/12/11-The-Tuol-Sleng-Genocide-Museum-Archives-%C2%A6%C2%A6%C3%B7.pdf (Accessed: February 26th, 2025)).

⁴⁴ KOICA Cambodia. (2017). 'Conservation and Restoration Project of the Preah Pithu Temple Group in Angkor Complex', KOICA. (https://www.koica.go.kr/editorupload/khm_en/2017/12/5-Preah-Pithu-Temple-Group-in-Angkor-Complex-%C2%A6%C2%A6%C3%B7.pdf (Accessed: February 26th, 2025)).

⁴⁵ KOICA Bangladesh. (2017). 'Project Brief', KOICA. (<https://www.facebook.com/photo?fbid=1464640216890139&set=pcb.1464640573556770> (Accessed: February 26th, 2025)).

⁴⁶ KOICA 提供資料（未公開）を基に記載。

⁴⁷ KOICA Cambodia. (2024). '\$3 Million Boost for Tuol Sleng Genocide Museum: KOICA, UNESCO, and Ministry of Culture Launch Phase II of Archives Project'. (https://www.koica.go.kr/khm_en/4009/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGa2htX2VuJTJGODk2JTJGMzg2MDY0JTJGYXJ0Y2xWaWV3LmRvJTNG (Accessed: February 26th, 2025)).

⁴⁸ 国家遺産振興院 (n.d.) 「国家遺産 ODA（公的開発援助）＞カンボジア（국가유산 ODA(공적개발원조)＞캄보디아」(<https://www.kh.or.kr/cms/content/view/327> (2025 年 2 月 26 日閲覧))。

4. 国家遺産振興院

4.1. 組織の概要

国家遺産振興院（旧、韓国文化財財団）は、「国家遺産基本法」第 32 条に基づき設立された、国家遺産庁傘下の特殊法人である。1980 年に当時の文化財庁（国家遺産庁）によって、文化財保護協会（Association for the Preservation of Korea cultural Properties）が設立された後、1992 年に文化財保護財団（Foundation for the Preservation of Cultural Properties）、2014 年に韓国文化財財団（Korea Cultural Heritage Foundation）と改称され、2024 年 5 月 17 日の国家遺産基本法の施行を受けて、現在の国家遺産振興院という名称に至っている。「国家遺産の保存・活用・普及および伝統生活文化の開発」という目的の下、文化遺産国際協力を含む、8 つの分野において事業が進められている（表 16）⁴⁹。組織体制としては、企画管理本部、文化遺産活用本部、無形遺産振興本部（韓国無形遺産振興センター）の 3 つの本部に加え、埋蔵遺産国費発掘本部および国際協力センターの 2 つの付設機関で構成されている（図 6）。特に、国際協力事業を担当する国際協力センターは、かつて企画調整室内にあった 10 名程度の国際協力チームが、国会遺産庁及び KOICA による文化遺産分野での ODA 事業の拡大に伴い、2020 年にセンターとして独立する形で設置された。同センターには現在、建築や保存科学、考古学を専門とする 30 名ほどの人員が配置されており、企画チームと事業単位ごとのチームで編成されている。同センター所属の職員の話では、将来的には、現在の 4 つの本部に加えて、5 つ目の本部となる国際協力本部の設置にむけて準備が進められている。

表 16 国家遺産振興院の主な活動領域

No.	活動領域
1	公演・展示など無形遺産活動の支援および振興
2	国家遺産関連の教育、出版、学術調査・研究およびコンテンツ開発・活用
3	「埋蔵文化遺産保護および調査に関する法律」第 11 条第 1 項および同条第 3 項に基づく埋蔵遺産の発掘
4	伝統文化商品・食品・婚礼などの開発・普及および便益施設の運営
5	国家遺産に関する公的開発援助など国際交流
6	伝統文化行事の復元および再現
7	国家・地方自治体または公共機関などから委託された事業
8	振興院の設立目的を達成するための収益事業およびそのほか定款で定められた事業

(Korea Heritage Agency. (2024). 'Brochure'. Korea Heritage Agency, p.7.を基に作成)

⁴⁹ Korea Heritage Agency. (2024). *Brochure*. Korea Heritage Agency, p.7.

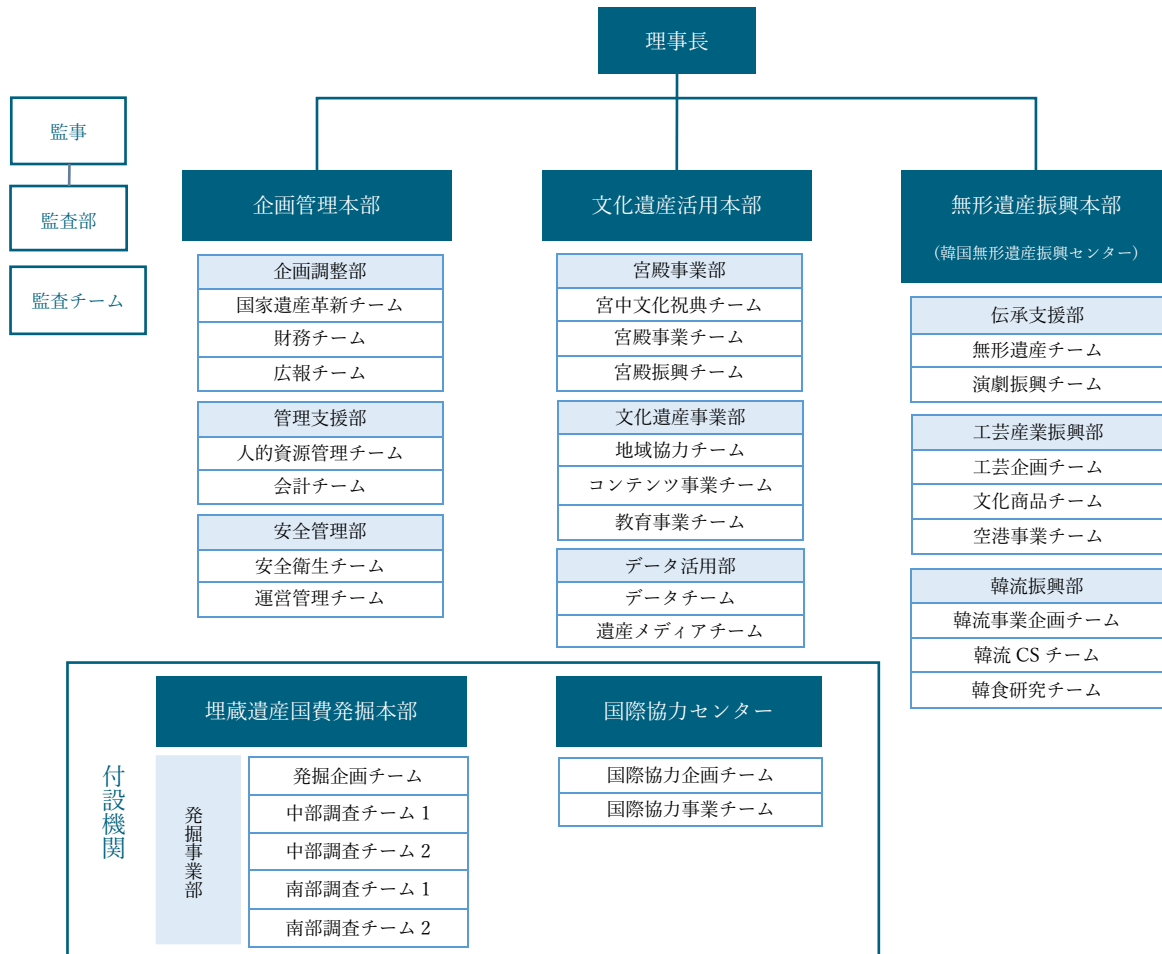


図6 国家遺産振興院の組織図

(参照：<https://www.kh.or.kr/cms/content/view/1204> (2025年2月26日閲覧))

4.2. 協力内容

国家遺産振興院は、施行機関として国家遺産庁や KOICA が統括する ODA 事業の実行を受託し、人材育成、機材供与、保存修復支援等の数多くの事業を実施してきた（表 17）。各事業には、実施内容に基づき、国際協力センターから 4～5 名程度の人員が派遣される。1 年間の平均滞在期間は 7～8 か月に及び、そのような長期滞在の中で、現地の人々との交流を通じて、彼らのニーズを正確に把握しながら、事業を実行している。派遣される人員は、必ずしも国際協力センターからだけではなく、発掘調査が伴う事業に関しては、発掘事業部からも人員を派遣する場合がある他、耐震補強等の高い専門性が必要な作業については、国家遺産振興院から民間会社への委託も実施するなど、事業ごとに適切な人員を派遣することで事業が遂行されている。また 2025 年現在、事業が進行中の 4 か国（表 17 の 6、8～11）の全ての場所で事務所が設置されており、パキスタンとウズベキスタンでは、カウンターパート機関の施設内に、ラオスとカンボジアでは、自前で賃貸をして用意している。

このような有形文化遺産の保護に関わる ODA 事業に加えて、無形文化遺産の分野でも、相手国が独自に保護すべき無形文化遺産を選定し、ユネスコ無形文化遺産代表一覧表への登録を目指すための基盤構築の一環として、リスト作成や映像記録化といった内容の ODA 事業を東南アジアおよび中央アジアを中心に、2021 年まで行っていた（表 18）。また ODA の枠組み外でも、2010 年 6 月に、

ユネスコ無形文化遺産分野の助言機関（NGO）として認可を受けると、2017年に韓国の済州島で開催された、第12回無形文化遺産保護条約政府間委員会では、アジア・太平洋地域を代表して無形文化遺産の評価機関（Evaluation Body）として選出され、2018年から2021年までの4年間、各国政府が提出した申請書の審査を行っていた⁵⁰。

表 17 国家遺産振興院が実施した有形文化遺産関係の ODA 事業一覧

No.	事業名	対象国	協力内容	施行機関	期間
1	世界遺産ワットプー・ホンナンシダ遺跡復元・保存(第1期)	ラオス	調査研究、インフラ整備、人材育成、保存修復	国家遺産庁	2013~2020
2	バガン地震被害復旧支援	ミャンマー	インフラ整備、壁画保存処理、寺院構造補強、発掘調査	国家遺産庁	2013~??
3	アンコール遺跡群のプレア・ビトゥ寺院群保存・修復(第1期)	カンボジア	政策コンサルティング、基礎調査・研究、遺跡の保存修復、実験室設立、機材供与、能力強化	KOICA	2015~2018
4	文化遺産のための先進技術による保存	バングラデシュ	人材育成、機材供与、保存処理マニュアル作成	KOICA	2016~2018
5	国立博物館運営能力強化	コンゴ民主共和国	人材育成(招待研修、現地研修)	KOICA	2017~2019
6	アンコール遺跡のプレア・ビトゥ寺院群および象のテラスの保存・修復(第2期)	カンボジア	精密実測調査、石材状態診断、発掘調査、解体調査、保存修復	KOICA	2019~2026
7	博物館能力強化および環境改善支援	ウズベキスタン	博物館保存処理支援、能力強化、保存処理マニュアル作成	国家遺産庁	2020~2021
8	世界遺産ワットプー・ホンナンシダ復元・保存自立力量強化(第2期)	ラオス	調査研究、整備計画の策定、保存修復、デジタル化、能力開発	国家遺産庁	2021~2025
9	ガンダーラ文化育成と観光資源開発政策支援	パキスタン	研究センター設立、人材育成、デジタル記録化、観光資源化	国家遺産庁	2021~2025
10	サマルカンド圏文化観光資源開発力量強化	ウズベキスタン	国家遺産総合管理センター設立、発掘調査、遺跡整備、文化遺産目録作成、デジタル記録、観光資源化、観光施設整備	国家遺産庁	2022~2026
11	アンコール遺跡のプレア・ビトゥ寺院群と象のテラスの保存・修復(第2期)	カンボジア	遺跡の保存修復、能力開発、機材供与	KOICA	2019~2026
12	アンコール遺跡・ワットバガン基壇部補修整備	カンボジア	補修整備、精密実測調査、保存科学センター設立、観光資源化、能力強化	国家遺産庁	2024~2026

(国家遺産振興院ウェブサイト (<https://www.kh.or.kr/cms/content/view/324> (2025年2月26日閲覧)) および聞き取り調査内容を基に筆者が作成)

⁵⁰ 国家遺産振興院 (n.d.) 「ユネスコ無形文化遺産諮問機関活動 (유네스코 무형유산 자문기구 활동)」 (<https://www.kh.or.kr/cms/content/view/335> (2025年2月26日閲覧))。

表 18 国家遺産振興院が実施した無形文化遺産関係の ODA 事業一覧

No.	支援国	支援内容	協力機関	期間
1	ラオス	伝統楽器カーン（Khaen）、伝統舞踊ラムボン（Lamvong）、伝統料理カオコップ（Khao Khob）、伝統民謡カップ・サランサムサオ（Khab Salang Sam Sao）、粘土細工バタイペット（Phathaiphet）、伝統陶芸パンモル（Pan Mor）、王室古典舞踊ナンケオ（Nang-keo）、伝統銀細工技術	ラオス情報文化観光省、ルアンパバーン世界遺産事務所	2015～ 2019
2	カンボジア	伝統武術クン・ボカトル（KUN Bokator）	カンボジア文化芸術省、カンボジア体育協会	2015～ 2016
3	カザフスタン	伝統楽器コブズ（Kobyz）、伝統歌唱芸術、伝統弦楽器ジェティゲン（Zhetigen）、伝統婚礼ベタシャー（Betashar）	ユネスコカザフスタン国内委員会	2017～ 2018
4	ウズベキスタン	金刺繍技術ザルドズリク（Zardozlik）、刺繍装飾技術カシタチリク（Kashtachilik）、パッチワーク縫製技術クロチリク（Quroqchilik）、ウズベク男性衣服製作技術チョポンバキイチャ（Chopon va qiyicha）	ユネスコウズベキスタン国内委員会	2019～ 2021

（参照：<https://www.kh.or.kr/cms/content/view/333>（2025 年 2 月 26 日閲覧））

5. 国立文化遺産研究院

5.1. 組織の概要

国立文化遺産研究院（National Research Institute of Cultural Heritage／旧、国立文化財研究所）は、文化遺産の調査・発掘・保存・復元・開発などに関する総合的な研究を担当する国家機関であり、韓国の伝統文化遺産の調査・研究を目的として1969年11月5日に設立された。設立当時の名称は文化財管理局文化財研究室であった。その後、文化財管理局文化財研究所（1975年）、文化財庁文化財研究所（1999年）、国立文化財研究院（2022年）への改称を経て、2024年の制度改革に伴い、現在の名称に変更された。

同研究院は2課6室1チーム（行政運営課、研究企画課、考古研究室、美術文化遺産研究室、建築文化遺産研究室、保存科学研究室、復元技術研究室、安全防災研究室、デジタル文化遺産研究情報チーム）で構成されている（図7）。その他、各地に7つの地方研究所（慶州、扶余、伽耶、羅州、中原、ソウル、完州）と、文化遺産保存科学センターを置いている。

文化国家としての韓国を標榜し、「文化が国力」という価値を中心に、文化遺産を保存・活用するうえで大学や一般機関では実行しにくい事業を国家的な次元で行っている。

対外的には、国内外の様々な機関との共同研究を進め、人的交流を活発に行っている。研究企画課20名の内の4名が国際協力を担当し、3つの事業（ACPCS、OTTP、ICCROMのCollAsiaプログラム）を中心に、要請に応じてODA事業に対する助言・専門家の派遣も行っている。

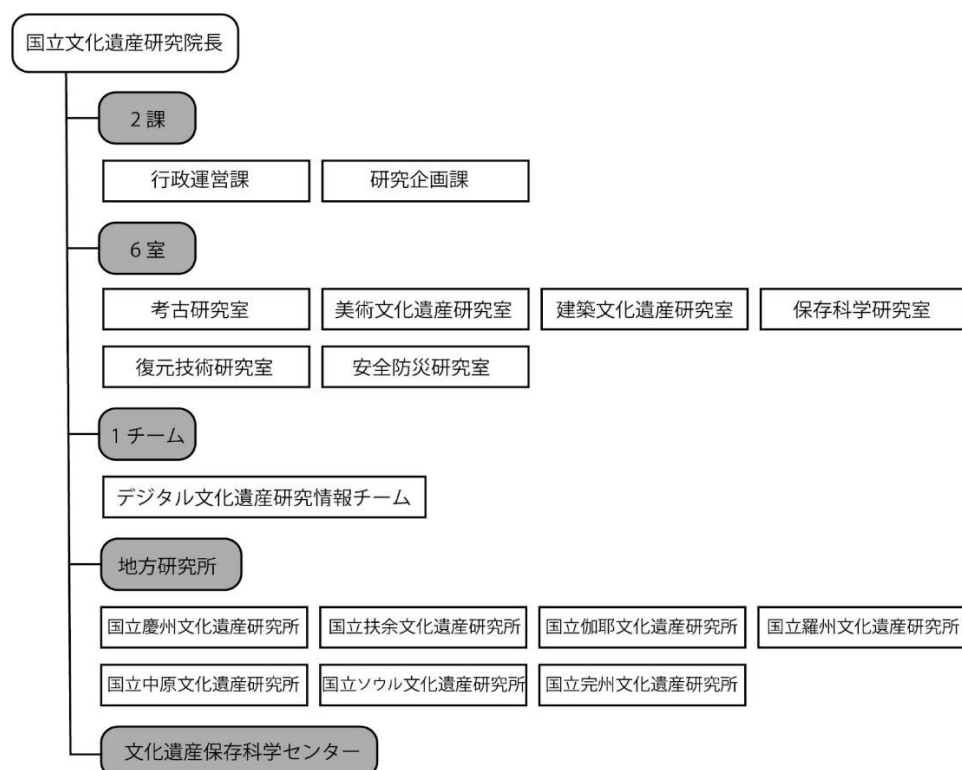


図7 国立文化遺産研究院の組織図

（参照： <https://www.nrich.go.kr/kor/employeeList.do?menuIdx=315>（2025年2月26日閲覧））

5.2. 協力内容

(1) ACPCS (Asia Cooperation Program on Conservation Science)

アジア圏文化遺産保存科学国際協力 (ACPCS) は、アジア圏の国公立機関の研究者を選抜し、個人別に特定のテーマを掘り下げる研修教育を行う事業である。2005 年から行われているこの事業は、文化遺産の理解や保存に関する知識・経験を共有する機会を様々な国の研究者に提供してきた。

現在まで、モンゴル、カンボジア、ブータン、ミャンマー、バングラデシュ、スリランカ、ベトナム、タイ、ネパール、アフガニスタンなど、合計 20 カ国 113 名のアジア人研究者がこのプログラムを修了した。また、2012 年 (The 1st ACPCS workshop : Establishing a platform for building a regional capacity) と 2019 年 (The 2nd ACPCS workshop : Establishing the 2nd platform for building a regional capacity) に、韓国で国際ワークショップを開催し、国家毎の文化遺産保存の現状や研究成果を共有した。

参加者の募集は大使館を通じて各国へ通知し、一次・二次の二度の面接で決定する。招へい対象者が将来的に共同研究者となる可能性を見込んでおり、実際に、次に述べる OTTP 事業へと発展した事例もある。予算規模は 1 年度あたり 1,520 万円 (2013 年) である。

(2) OTTP (On-site Technical Training Program)

現地技術教育 (OTTP) は、アジアの国々を対象として現地の状況や条件に合った文化遺産の保存技術を現地担当者の事情にあわせて教育する「現地適合型教育プログラム」である。文化遺産の保存・管理基盤が脆弱な現地の研究者が自力で遺物を保存・管理できるように、韓国の保存技術を共有・教育することを目的としている。この事業は、国外の文化遺産保存処理のための保存処理設備の支援及び活用事業と連携し、韓国の優れた保存技術を国外に周知させることを目標としており、国際社会において韓国が文化遺産保存の主導的な役割を果たし、国家の地位強化にも大きく貢献することを期待するものとされる。

2013 年からモンゴル、カンボジア、ミャンマー、ブータン、スリランカ、ウズベキスタン、インドネシアでそれぞれ保存技術教育を実施している。上述の ACPCS を通じて海外の個人・機関において、韓国の専門家の現地への派遣が望まれたことがきっかけとなって本事業が始まったことから、ACPCS の深化教育バージョンと位置付けられる。

1 か国に対して 1~3 年をかけて事業を実施し、教育チームを 10 名程度派遣する。ODA 支援による設置機器を使用できる国が対象となる。予算は 1 年あたり約 1,500 万円で、持ち出し事業として実施しているが、現地の施設や人件費は先方負担である。また、事業アンケートは実施しているが、事業評価には特に影響しないという。

(3) ICCROM の CollAsia プログラム

国立文化遺産研究院と ICCROM は、2023 年から、文化遺産の保存および管理のため、能力強化プログラムや国際学術大会、ICCROM 所蔵図書の翻訳 (『Ancient Cities and Royal Capitals』および『World Archaeology: Ancient Royal Tombs』) など、多方面で交流協力を推進している。開催国は、カンボジア、マレーシア、インドネシア、韓国、ベトナム、タジキスタン、タイ等である。

6. 韓国伝統文化大学校

6.1. 組織の概要

韓国伝統文化大学校は、2000 年に当時の文化財庁（現、国家遺産庁）によって設立された、伝統文化教育のための国内唯一の高等教育機関である。「伝統文化の創造的継承と発展、そして文化財の保存、管理、活用において理論と実践的適用能力を兼ね備えた伝統文化の専門家を育成すること」という設立目的の下⁵¹、国家遺産や伝統文化に関する学士号・修士号プログラムから、国家遺産修復技術者プログラムや社会教育コースまで、伝統文化の創造的継承と発展、文化遺産の保存、管理、活用に必要な専門的教育に特化した、幅広い教育課程を提供している。

学部レベルでは7つの学科、大学院レベルでは10の研究科があり（表19）、560名の学部生と220名の大学院生の計780名の学生が在学している⁵²。2015年度の調査時と比較して、学部レベルでは、1つの学科の追加（計：7学科）を除いて大きな変更はなく、学生数も同数であるが、大学院レベルでは、7つの研究科の追加（計：10学科）に加え、学生数も85名の増加が見られ、急速な拡充が行われていたことが分かる。また対外的には、2017年にユネスコと協定を結び、「アジア太平洋地域文化遺産の保存と修復のための能力開発ユネスコチェア」を設立したことに加え、付随機関についても、前回調査以降、K-ヘリテージ国際センター⁵³や世界遺産サステナビリティセンター⁵⁴が設立されており、より国際的な動向を意識した組織拡大が進められている。

表 19 韓国伝統文化大学校の学科

学部の学科		大学院の学科		
技術科学大学	文化遺産大学	一般大学院	国家遺産専門大学院	未来遺産大学院
伝統建築学科／ 伝統造景学科／ 保存科学学科	伝統美術工芸学科 ／無形遺産学科／ 国家遺産管理学科 ／融合考古学科	伝統建築学科／伝統 美術工芸学科／文化 遺産融合学科	遺産技術学科／デジタ ル遺産学科／国際文化 遺産協同課程	都市文化経営学科／伝統 文化活用教育学科／韓国 庭園文化コンテンツ学科 ／文化遺産診断鑑定学科

（参照： <https://www.knuh.ac.kr/kr/content.do?tplBaseId=TPL0000211&mnuBaseId=MNU0000029&topBaseId=MNU0000004>
（2025 年 2 月 26 日閲覧））

⁵¹ Korea National University of Heritage. (n.d.). ‘*KNUH vision*’.
(<https://www.knuh.ac.kr/english/content.do?tplBaseId=TPL0000218&mnuBaseId=MNU0000560&topBaseId=MNU0000557> (Accessed: February 26th, 2025)).

⁵² 2021 年 2 月時点。参考：Korea National University of Heritage. (n.d.). ‘*Statistics*’.
(<https://www.knuh.ac.kr/english/content.do?tplBaseId=TPL0000223&mnuBaseId=MNU0000566&topBaseId=MNU0000557> (Accessed: February 26th, 2025)).

⁵³ 国際水準の国家遺産専門人材を養成するための教育プログラムの開発と運営、大学の国際交流・協力の拡大等、体系的な支援を通じた、国内外の専門人材を育成する基盤構築を目的に、2019 年 3 月に設立された。

⁵⁴ 世界遺産の持続可能な保存・管理のための遺産影響評価制度の実施および国内外での定着を支援し、専門人材の育成を通じて、国際的な世界遺産教育・研究・支援センターとなることを目的に、2023 年 3 月に設立された。

6.2. 協力内容

韓国伝統文化大学校によって取り組まれている国際協力事業は主に2つに分けられ、1つは国家遺産庁予算によるODA事業、そしてもう1つはユネスコチェアの事業である。

(1) 国家遺産庁のODA事業

韓国伝統文化大学校は、国家遺産庁によるODA事業への支援および実行を担当する機関の1つである。同庁の初めての文化遺産ODA事業である「ラオス/世界遺産ワットプー・ホンナンシダ復元・保存自立力量強化」事業にも人材研修の分野で参画し、同大学校の修士課程に隔年2名ずつ受け入れていた。渡航費、生活費、教育費等は国家遺産振興院の持つ事業費で負担され、同大学校では、大学への登録費、寮費の全額免除という形で支援を行った⁵⁵。

現在、同大学校で実行を担当しているエジプトでのODA事業「エジプト文化遺産の保存・管理支援事業」については、2022年、当時の韓国大統領のエジプト訪問に伴い実現した、当時の文化財庁（現、国家遺産庁）とエジプト最高考古評議会が締結した文化遺産交換協力覚書（MOU）に基づき、同庁が事業を実行する機関の公募を行い、同大学校が受託先として選ばれている⁵⁶。2023年からの5年間で、約1,470万ドルに及ぶ予算が投じられ、同大学校の建築学の教授による監督で「ルクソール持続可能な文化遺産観光資源開発力量強化」事業とデジタル・コンテンツ分野の教授による監督で「エジプト・カイロデジタル遺産センターODA事業」の2事業が進められている（表20、21）。

表20 「ルクソール持続可能な文化遺産観光資源開発力量強化」事業の概要

項目	内容
期間	2023年～2027年（5年間）
予算	770万ドル
目的	・持続可能な観光資源を開発し、観光産業を活性化させ、雇用を創出するとともに、地元の専門家の能力を強化すること ・世界遺産の発掘、保存、価値の普及能力を強化し、自立性を高め、遺産の管理状況を改善することによって世界遺産の価値を再構築し、ルクソールの地域アイデンティティを確立すること ・関係省庁および機関の能力を強化すること
2024年度の実施内容	・ルクソールの文化遺産保存および管理活用計画、ならびに修復および維持管理計画 ・文化遺産のデジタル展示デザインおよびルクソール博物館のデジタル化 ・ラメセウム（ラムセス二世葬送殿）の塔門の修復および維持管理 ・文化遺産の専門家向け招待制技術トレーニング

（伝統文化大学校提供資料を基に作成）

⁵⁵ 文化遺産国際協力コンソーシアム（2015）「韓国国際協力体制に関する調査報告書」文化遺産国際協力コンソーシアム、19頁。

⁵⁶ Korea National University of Heritage. (2023). ‘Korea National University of Cultural Heritage, takes first step to “Support Project for the Preservation and Management of Egyptian Cultural Heritage”’. (https://english.cha.go.kr/cop/bbs/selectBoardArticle.do?nttId=85733&bbsId=BBSMSTR_1200&pageIndex=11&pageUnit=10&searchCnd=&searchWrd=&ctgryLrcls=&ctgryMdcls=&ctgrySmcls=&ntcStartDt=&ntcEndDt=&searchUseYn=&mn=EN_01_01 (Accessed: February 26th, 2025)).

表 21 エジプト・カイロデジタル遺産センターODA 事業の概要

内容	
期間	2023 年～2027 年（5 年間）
予算	700 万ドル
目的	・世界の遺産のデジタルリポジトリおよびアーカイブとして、ユーラシアの知識と情報源の中心地となるデジタル遺産センターを設立すること ・エジプトの主要な博物館やアーカイブセンターが所蔵する文書遺産をデジタル化し、持続可能な文化遺産保護の推進力を提供するためのプラットフォームを構築すること ・文化遺産の管理および活用能力を強化するために、アーカイブ記録の保存環境、遺物管理、デジタル化、システム管理の訓練および技術移転を提供すること ・エジプトの文書遺産デジタルプラットフォームを活用し、世界中の人々が文化遺産を楽しめるようにし、韓国政府による SDGs への貢献を世界的に推進すること
2024 年度 の実施内容	・デジタル遺産センター施設の設立 ・デジタル遺産取得のためのガイドラインに関する共同研究 ・記録遺産のデジタル化、データベースシステムおよびデジタルプラットフォームの設立 ・デジタル遺産のための技術力の確立と教育・訓練カリキュラムの開発 ・アーカイブ遺産のデジタル化の取り組みの実施と、デジタルデータを活用した展示資料の作成

（伝統文化大学校提供資料を基に作成）

（2）ユネスコチェア事業

「アジア太平洋地域文化遺産の保存と修復のための能力開発ユネスコチェア」事業は、アジア・太平洋地域の文化遺産の保存と修復に対する専門的な知識と技術を広め、国際的な協力を強化することを目的に、2017 年に同大学校内に設立された。K-ヘリテージ国際センターが本事業を統括しており、①アジア・太平洋地域の伝統的な材料と技術に関する調査と現地教育、②アジア・太平洋地域の文化遺産と保存修復に関するトレーニング、③専門家ネットワークの構築、④ユネスコチェア事業の運営と技術・材料に関するデータベースの構築という 4 つの活動を軸に事業が進められている⁵⁷。本ユネスコチェア事業の初期の取り組みは、主にアジア太平洋地域における能力開発に焦点が当てられ、カンボジア人専門家向けの伝統的な材料や技術の保存に関するトレーニングが行われた。2018 年から 2019 年にかけては、ウズベキスタン、ベトナム、カンボジアの伝統的な材料や製造技術に焦点を当てた現地調査が実施され、異なる文化の保存実践に関する貴重な洞察を提供するとともに、将来的に失われる可能性のある伝統的な技術の記録化にも貢献している⁵⁸。2020 年、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響を受け、オンライン上での調査や協力、トレーニングに焦

⁵⁷ 韓国伝統文化大学校 K-ヘリテージ国際センター（2024）「K-ヘリテージ国際センター（K-Heritage 국제센터）」
（<https://www.knuh.ac.kr/kr/content.do?tplBaseId=TPL0000478&mnuBaseId=MNU0000939&topBaseId=MNU0000008&tabBaseId=MNU0000942>（2025 年 2 月 26 日閲覧））。

⁵⁸ Kim, Y. J. and Park, J. E. (2023). *International Journal of Asian-Pacific Heritage Studies: Sustainable Conservation of Cultural Heritage*. Dongguk Copy Center.
（https://www.heritage.go.kr/heri/cul/linkSelectEbookDetail.do?pageNo=1_3_0_0&bbsId=BBSMSTR_1021&nttId=90073（Accessed: February 26th, 2025））。

点が移る中で、国内外の研究者を対象に「アジア太平洋地域文化遺産の保存と修復」に関する研究助成プロジェクトが開始されている。このプロジェクトは、文化遺産関連機関と専門家の国際的なネットワークを拡大し、教育と研究の交流を促進することを目的としている⁵⁹。2025 年の公募では、アジア太平洋地域文化遺産の保存と修復を主題に研究を行う、9 つのグループまたは個人が採用され、それぞれに 40 万円（400 万ウォン）⁶⁰が支給される予定である⁶¹。このような調査や研究助成による成果は、毎年度刊行している「*International Journal of Asian-Pacific Heritage Studies: Sustainable Conservation of Cultural Heritage*」内にまとめられている⁶²。

⁵⁹ Korea National University of Heritage, K-Heritage International Centre. (2025). “UNESCO CHAIR Research Grant” Call for Research Proposals.

(<https://www.knuh.ac.kr/weblink/download/viewer/1738908927470/index.html>(Accessed: February 26th, 2025)).

⁶⁰ 1 ウォン＝0.1 円で換算（2025 年 2 月 7 日時点のレート）。

⁶¹ 同上。

⁶² 2023 年度の報告書は以下のリンクより、閲覧可能：

https://www.heritage.go.kr/heri/cul/linkSelectEbookDetail.do?pageNo=1_3_0_0&bbsId=BBSMSTR_1021&nttId=90073（2025 年 2 月 26 日閲覧）。

7. 韓国ユネスコ国内委員会

7.1. 組織の概要

韓国ユネスコ国内委員会は、1954年に設立された国内最大規模の民間組織である。「ユネスコ憲章第7条 国内協力団体」を国際法的基盤、「ユネスコ活動に関する法律」を国内法的基盤として、韓国におけるユネスコ活動を促進し、ユネスコと韓国政府、教育・科学・文化などの関連分野の専門機関・団体間の連携・協力を行っている。主な機能、活動内容には、政府機関、地方自治体、その他の関連組織および個人によるユネスコ活動への積極的な参加の促進、ユネスコ活動に関連する政策や国際協定に関する調査・分析および提案、ユネスコ活動の国内実施に関する提案の作成および見直し等が含まれる⁶³。

組織体制としては、ユネスコ憲章第7条に基づき、委員長（教育部長官）1名、副委員長5名（4つの省庁の次官および総会選出1名）、事務総長1名を含む、関連分野の機関団体代表、専門家、国会議員、公務員など60人以内の委員で構成されている（図8）。同委員会の活動内容、予算、活動方針に関する最高決定機関である総会、事業の実施や組織管理に関する諸問題を検討する執行委員会、同委員会の効率的な活動を実行するための分科委員会および専門委員会、委員会の事務を処理する事務局に加え、委員会の業務および会計を監査する2人の非常勤監査が設置されている。事務局には、未来革新本部および知的連帯本部、監査室が設けられており、国家遺産庁のODA事業を含む国際協力関係事業は知的連帯本部内の国際協力事業室が担当している。

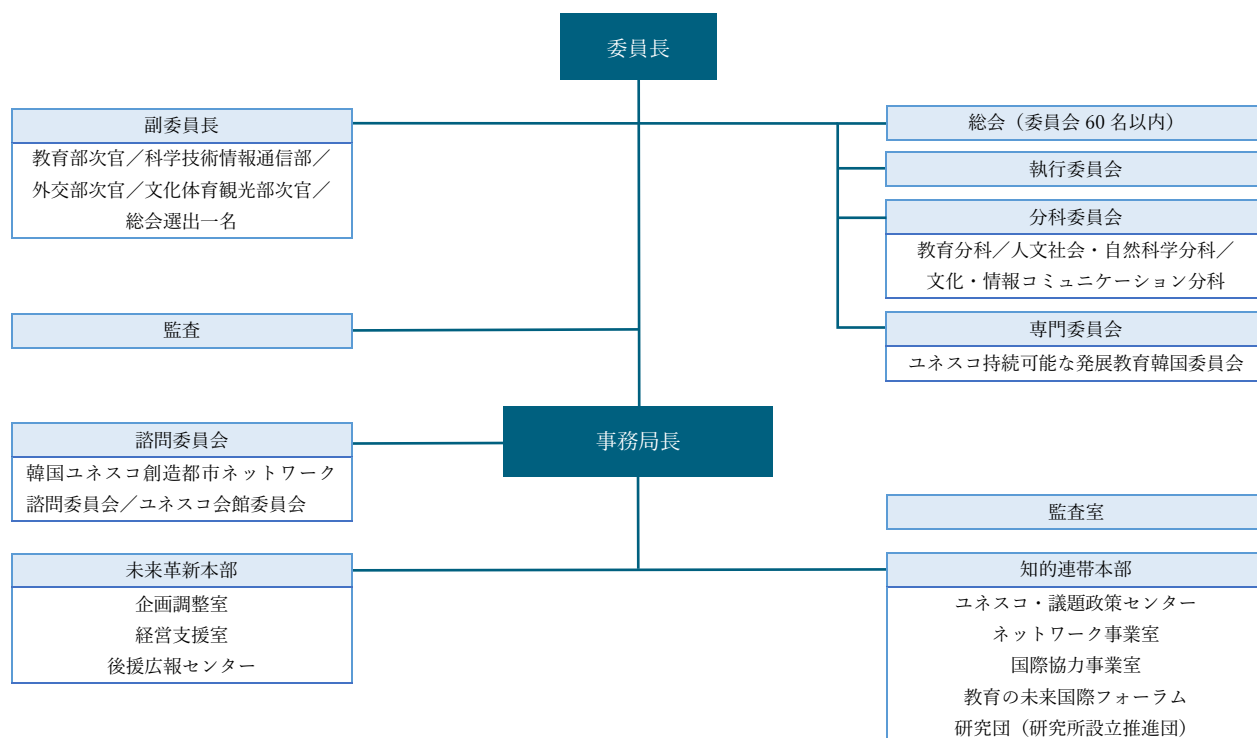


図8 韓国ユネスコ国内委員会の組織体制図（参照：<https://unesco.or.kr/people/>（2025年2月26日閲覧））

⁶³ Korean National Commission for UNESCO. (2024). 'Brochure', Korean National Commission for UNESCO, p.3.

7.2. 協力内容

韓国ユネスコ国内委員会は、世界でも最も大規模なユネスコ国際委員会の 1 つであり、教育、科学、文化の分野において、韓国国内での活動に加えて、地域および国際的な協力を推進する中心的な役割を果たしてきた⁶⁴。文化遺産分野では、現在、国家遺産庁による ODA 事業の 2 つ（「世界記録遺産登録開発途上国力量強化」と「新規事業開発および予備的な妥当性調査」）を実行している。

（1）世界記録遺産登録開発途上国力量強化

韓国ユネスコ国内委員会では、2009 年より、韓国政府、ユネスコ、国内外の関連機関と連携して、ユネスコの「世界の記憶」事業に関するトレーニングワークショップを毎年開催している。同事業は、現在では国家遺産庁による ODA 事業の一環として実施されているが、韓国政府によって正式に ODA 事業として認められたのは 2018 年である。

「世界の記憶」事業は、世界的に重要な記録遺産（文書、書籍、絵画、地図、映画等）の認知度の向上および保存とアクセスの促進を目的に、1992 年にユネスコによって始められた取り組みであり、世界的に重要な記録物は「国際登録（International Register）」に、地域的に重要な記録物は「地域登録（Regional Register）」に登録するという 2 つの登録制度の下、現在までに国際登録で 494 件、地域登録で 65 件が登録されている（2024 年 3 月時点）⁶⁵。同委員会は、記録遺産の存在と重要性に対する認知度の向上および「国際登録」に登録されていない、もしくは登録数が少ない国々が、世界的な重要性を持つ文書遺産を特定し、「国際登録」への登録するための申請書作成への支援を目的として、2009 年から 2024 年までの 16 年間で 15 回のワークショップをアジア・太平洋、アフリカ、アラブ諸国、中南米・カリブ諸国を含む世界各地で開催してきており、2025 年 7 月には、16 回目となるワークショップをパナマ共和国にて開催予定である。これまでに合計 136 カ国が参加し、その成果として、11 件が国際登録簿に登録され、12 件が地域登録簿に登録されている（表 22）。

表 22 ワークショップ参加後に「地域登録」／「国際登録」に登録された記録遺産

参加 年度	国	名称*	地域 登録	国際 登録
2009	フィジー	インド人労働者の年季奉公の記録	2010	2011
	モンゴル	著者不明の『アルタン・トブチ』：1651 年に書かれた黄金史	2010	2011
	ベトナム	1442 年～1779 年までの黎朝と莫朝の科学の石碑記録	2010	2011
2011	パプアニューギニア	F.E. ウィリアムズ コレクション	2012	-
	ミャンマー	マハローカマラゼイン・クトドー石碑聖地	-	2013
	東ティモール	国家誕生の記録：ターニングポイント	-	2013
2012	モーリシャス	年季奉公人移民の記録	-	2015
	ジンバブエ	1897 年 4 月の霊媒師ネハンダとカグヴィの判決書の摘要：国対 霊媒師ネハンダとカグヴィ事件から 2 人の死刑へ	-	2015

⁶⁴ Ibid., p.3.

⁶⁵ 文部科学省（2024）「ユネスコ「世界の記憶」概要パンフレット」文部科学省。
（<https://www.mext.go.jp/unesco/006/1354664.htm>（2025 年 2 月 26 日閲覧））。

2013	カンボジア	タクルットによる『リアムケー』	2014	-
	クック諸島	1891 年の宣言 (E Tuatua Akakite)	2014	-
	フィジー	ポリネシア系移民記録 1876 年～1914 年	2014	-
	ラオス	ネオ＝ラオ＝ハック＝サート映画コレクション	2014	-
	モルディブ	ロアマーファース (Loamaafaanu)	2014	-
	サモア	ドイツ領サモア植民地政府のアーカイブ	2014	-
2015	ジャマイカ	ジャマイカの土地図 1655 年～1870 年	2016	-
	エルサルバドル	イグナチオ・エジャクリアの文書資産：歴史的真相と解放	-	2017
	セント・マーティン	『自由への道』：2 国分割領の島、セント・マーチン島における アフリカ人奴隷の自由獲得についてのケーススタディ	-	2017
	セントビンセント及 グレナディーン諸 島	インド人労働者の年季奉公の記録	-	2017
2020	アゼルバイジャン	フルシード・バーヌー・ナータヴァーンの『花の本』、イラ スト入りの詩集	-	2023
2021	モーリシャス	モーリシャスの奴隷貿易と奴隷制度の記録 (1721 年～1892 年)	-	2023
合計			11	12

*和訳は筆者によるもので、正式な日本語名称ではない。

(韓国ユネスコ国内委員会提供資料(未公開)を基に作成)

(2) 新規事業開発および予備的な妥当性調査

もう 1 つの国家遺産庁による ODA 事業「新規事業開発および予備的な妥当性調査」の一環として、韓国ユネスコ国内委員会では、世界遺産に対する気候変動の影響に関するデータベースの構築に向けて活動を行っている。同委員会の担当者によると、数年前に国家遺産庁から「遺産と気候変動」というテーマで新規事業の開発を依頼され、具体的な事業内容は同委員会で考案したとのことである。現在はテスト事業として進めており、そこで得られた結果を基に、外交部と財務部の承認が得られれば、正式事業として開始される予定である。現在はガーナを対象にして調査を進めており、タンザニアも対象候補として調整が進められている。両国ともに先方からの希望があったことに加え、外交部が指定する「コアパートナー」国⁶⁶に含まれており、既に交流があったカウンターパート先の存在がいたことが対象国として選ばれた背景とのことである。

⁶⁶ アジア 12 カ国 (バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、ネパール、フィリピン、パキスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム、スリランカ、インド)、アフリカ 7 カ国 (エチオピア、ガーナ、エジプト、ウガンダ、ルワンダ、セネガル、タンザニア)、中東および独立国家共同体/CIS4 カ国 (ウズベキスタン、キルギスタン、ウクライナ、タジキスタン)、中南米 4 カ国 (ボリビア、パラグアイ、コロンビア、ペルー) が指定されている。参照： https://www.koica.go.kr/koica_en/3461/subview.do (2025 年 2 月 26 日閲覧)

8. 世界遺産国際解釈センター（WHIPIC）

8.1. 組織の概要

世界遺産国際解釈センター（WHIPIC）は、包括的なインタープレーション（解釈、解説）⁶⁷とプレゼンテーション（提示）⁶⁸を通じて、世界遺産の理解と保護を促進するために、2022 年に設立されたユネスコ・カテゴリー2 センターである。「世界遺産の解釈と提示に関する国際的な原則とガイドラインを確立するための調査の実施」、「利害関係者が評価プロセスに積極的に参加できるようにするための能力開発」、「世界遺産に関する情報を収集し、効果的な解釈と提示を促進するためのオンラインプラットフォームの確立」という 3 つの役割を軸に据えて、世界遺産の解釈や提示の定義や原則に関する研究成果をまとめた報告書の刊行や国内外でのワークショップや研究フォーラムの開催、同分野のデータベース作成に向けたデータ収集を実施している⁶⁹。組織体制としては、4 つの部門（戦略企画室、研究室、教育・ネットワーキング室、情報管理室）に分かれており、ワークショップの開催等を通じた国際協力は、主に教育・ネットワーキング室が担当している（図 9）。対外的には、アフリカ世界遺産基金（AWHF）やアラブ世界遺産地域センター（ARC-WH）と MOU を結び、国外でのワークショップの共催等を通じた協力体制を構築している。

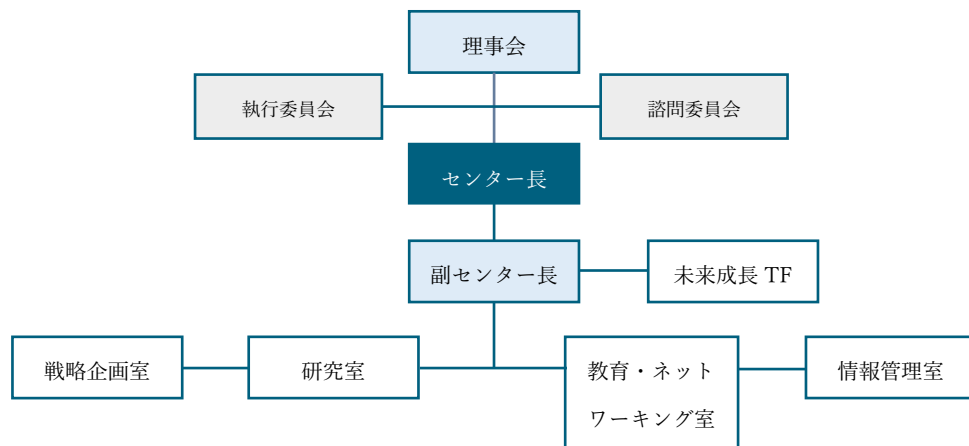


図9 WHIPICの組織図（参照：<https://unesco-whipic.org/organization#org7>（2025年2月26日閲覧））

⁶⁷ 「文化遺産のインタープリテーション及びプレゼンテーションに関するイコモス憲章（2008）」内で、次のように定義されている。「インタープリテーションとは、文化遺産に関する人々の認識を高め、理解を深めるための全範囲におよぶ潜在的な活動のことである。これらには、印刷出版物と電子出版物、一般公開講座、遺産内および直接関連する遺産外の展示、教育プログラム、コミュニティ活動、進行中の研究、トレーニング、解釈プロセスの評価が含まれる。」参照：https://icomosjapan.org/static/homepage/charter/charter2008_2.pdf（2025年2月26日閲覧）

⁶⁸ 「文化遺産のインタープリテーション及びプレゼンテーションに関するイコモス憲章（2008）」内で、次のように定義されている。「プレゼンテーションとは、すなわち、文化遺産での解釈情報、物理的アクセス、解釈基盤の組み合わせを通して行われる、慎重に計画された解釈内容のコミュニケーションを意味する。それは、まだ必須ではないが、情報パネル、博物館型の展示、公認ウォーキング・ツアー、講演会およびガイドツアー、マルチメディアの適用とウェブサイトといった要素を含む多様な技術手段を通して伝達される。」参照：

https://icomosjapan.org/static/homepage/charter/charter2008_2.pdf（2025年2月26日閲覧）

⁶⁹ WHIPIC. (n.d.). 'About WHIPIC'. (<https://unesco-whipic.org/introduction> (Accessed: February 26th, 2025)).

8.2. 協力内容

WHIPIC による主な国際協力事業として、世界遺産の解釈と提示に関する地域別能力開発事業、世界遺産の解釈と提示に関するガイドラインの策定支援事業、国際交流フェローシップ・インターンシップ事業の3つが挙げられる。

(1) 地域別能力開発事業

アフリカ、アラブ地域、アジア太平洋地域の世界遺産の解釈や提示に関わる様々な遺産の管理者をはじめとする多様な利害関係者、また同分野に関心のある研究者や機関、一般市民を対象とし、教材の作成や地域別の能力開発ワークショップの実施、ウェビナーやオンライン講義を通じたオンライン能力開発の提供を行っている⁷⁰。国際ワークショップについては、2023 年にアフリカ世界遺産基金との共催で行われた「アフリカにおける世界遺産の解釈と提示に関するワークショップ」を皮切りに、2024 年には、アラブ地域、東アジア、そして再びアフリカにて開催されており、今後も MOU に基づき、継続的に開催されていくことが見込まれる（表 23）。

表 23 国家遺産振興院が実行した無形文化遺産関係の ODA 事業一覧

年/月	ワークショップ名	開催地	参加者	実施内容
2023 年 10~11 月	アフリカにおける世界遺産の解釈と提示に関するワークショップ(1 年目)	オンライン＋ トゥウェイフ ルフオンテー ン(ナミビア)	アフリカ 20 カ 国から 33 名	講義、参加者による事例紹介(オンライン)および実践活動、グループディスカッション、関係者との意見交換、ガイドツアー(対面)
2024 年 4 月	アラブ地域における世界遺産の解釈と展示に関するワークショップ	マナマ(バーレーン)	アラブ地域 12 カ国から 27 名	講義、グループ活動、フィールドトリップを通じた課題解決型学習(PBL)
2024 年 10 月	東アジアにおける遺産管理の統合的アプローチに関する能力開発ワークショップ：有形と無形の相乗効果	北京(中国)	中国、韓国、 日本、モンゴ ルから 22 名	講義、グループ活動、プレゼンテーション、フィールドトリップ
2024 年 10~11 月	アフリカにおける近年の紛争に関連する世界遺産の解釈と展示に関するワークショップ(2 年目)	オンライン＋ キガリ(ルワンダ)	アフリカ 8 カ 国から 27 名	講義、参加者による事例紹介(オンライン)および講義、グループ活動、ディスカッション、プレゼンテーション、フィールドトリップ(対面)

(WHIPIC ウェブサイト⁷¹および報告書⁷²を基に筆者が作成)

⁷⁰ WHIPIC. (n.d.). 'Programmes'. (<https://unesco-whipic.org/programmes> (Accessed: February 26th, 2025)).

⁷¹ WHIPIC. (n.d.). 'International Capacity-building for World Heritage Interpretation and Presentation'. (<https://unesco-whipic.org/capacity03> (Accessed: February 26th, 2025)).

⁷² AWHF and WHIPIC. (2024). *Final Report: Workshop on World Heritage Interpretation and Presentation in Africa*. AWHF and WHIPIC. (<https://unescowhipic.org/filesserver/28/2023%20Final%20Report%20Workshop%20on%20World%20Heritage%20Interpretation%20and%20Presentation%20in%20Africa%20%281%29.pdf> (Accessed: February 26th, 2025)).

(2) ガイドラインの策定支援事業

2023年から、ユネスコのアフリカ南部地域事務所との協力の下、「世界遺産グレート・ジンバブエ国立記念碑の復興と開発」事業に参画しており、この取り組みの一環として、グレート・ジンバブエ国立記念碑の包括的な解釈と提示に関する3日間の現地ワークショップをジンバブエのマシングにて開催している。同ワークショップには、国立博物館、大学、地域コミュニティの代表者等、多様な関係者が約40名参加し、グレート・ジンバブエの遺産を解釈するための包括的な物語と方法について議論が行われた。ワークショップ後には、ジンバブエ大学および関係当局の支援を受け、同遺産の解釈の枠組みを開発し、「包括的な遺産物語を開発するためのガイドライン」が作成され、ジンバブエ大学と共有されている。その後も、関係機関との協議会を設け、現場からのフィードバックを基に、ガイドラインの見直しを行う等、継続的な支援が実施されている⁷³。

また2024年11月には、ブラジル・リオデジャネイロでも、「包括的な遺産解釈と展示のガイドライン」を開発するためのパイロットプログラムを開始しており、同国の世界遺産の1つであるロバート・ブール・マルクス記念遺産のサイトマネージャーが遺産価値を多様な人々により効果的に伝えるための包括的な提示法を採用する支援を行っている⁷⁴。

(3) 国際フェローシップ・インターンシップ事業

2023年より開始された国際フェローシップ・インターンシップ事業は、世界の様々な地域の遺産分野の実務者や研究者、次世代の専門家を招待・選出し、多様な視点と経験を取り入れて、センターの研究、能力強化、情報管理事業の幅を広げることを目的としている。フェローシップは、世界遺産および遺産解釈に関する海外の実務者および研究者を対象に、インターンシップは、遺産関連の分野を専攻する国内外の学部生や大学院生を対象とし、どちらも3ヶ月間、WHIPICのオフィスが位置する世宗市で実施されている。過去のフェローについては、アラブ地域世界遺産地域センターやジンバブエ国立博物館といった前述の地域別能力開発事業やガイドライン策定支援事業の関係機関の職員を中心に選出されている⁷⁵。

⁷³ WHIPIC. (2024). 'Developing a Heritage Interpretation Framework for Zimbabwe'. (<https://unesco-whipic.org/announcements/?q=YToxOntzOjEyOiJrZXI3b3JkX3R5cGUiO3M6MzoiYWxsIjtzOj9&bmode=view&idx=128677428&t=board> (Accessed: February 26th, 2025)).

⁷⁴ WHIPIC. (2024). 'Learning Inclusive Heritage Interpretation at Sítio Roberto Burle Marx'. (<https://unesco-whipic.org/announcements/?q=YToxOntzOjEyOiJrZXI3b3JkX3R5cGUiO3M6MzoiYWxsIjtzOj9&bmode=view&idx=128677012&t=board> (Accessed: February 26th, 2025)).

⁷⁵ WHIPIC. (2023). 'WHIPIC Welcomes its First SWIFT Fellowship'. (<https://unesco-whipic.org/announcements/?q=YToyOntzOjEyOiJrZXI3b3JkX3R5cGUiO3M6MzoiYWxsIjtzOjQ6InBhZ2UiO2k6NTt9&bmode=view&idx=17066629&t=board> (Accessed: February 26th, 2025)); WHIPIC. (2024). 'Introducing WHIPIC's Third Fellow'. (<https://unesco-whipic.org/announcements/?q=YToxOntzOjEyOiJrZXI3b3JkX3R5cGUiO3M6MzoiYWxsIjtzOj9&bmode=view&idx=128675502&t=board> (Accessed: February 26th, 2025)).

9. アジア太平洋無形文化遺産国際情報ネットワーク構築センター

(ICHCAP)

9.1. 組織の概要

アジア太平洋無形文化遺産国際情報ネットワーク構築センター（ICHCAP）は、韓国における文化分野での初めてのユネスコ・カテゴリー2 センターであり、アジア太平洋地域のユネスコ加盟国と連携して、無形文化遺産の保護と促進を目的として 2011 年に設立された。韓国による無形文化遺産分野でのカテゴリー2 センターの設立提案は 2005 年にまで遡り、2008 年に ICHCAP の設立が当時の文化財庁（現、国家遺産庁）によって提案され、2009 年の第 35 回ユネスコ総会にて正式に承認された。ICHCAP は、2003 年の無形文化遺産の保護に関する条約に基づき、アジア太平洋地域の多様な文化遺産の保護を目的とした、無形文化遺産情報の記録・保存および活用、国内外におけるネットワーク構築と無形文化遺産の普及活動等を実施している⁷⁶。具体的な事業は、4 つに大別されており（戦略開発／情報共有／ネットワーク構築／普及啓発）、4 つの部門（企画・管理室、戦略開発室、研究・情報室、協力・ネットワーキング室）を持つ事務局により、各事業が進められている（図 10）。

東アジアには、無形文化遺産を専門とするカテゴリー2 センターとして、ICHCAP のほかに、日本のアジア太平洋地域無形文化遺産研究センター（IRCI）と中国のアジア太平洋無形文化遺産国際研修センター（CRIHAP）が設置されている。ICHCAP は「情報共有およびネットワーキング」、IRCI は「研究」、CRIHAP は「能力開発」とそれぞれ異なる分野に焦点を当てているものの、各センターで共通する無形文化遺産の保護という使命の下、各センターの理事会やイベントへの参加や共同事業の実施といった協力が行われている⁷⁷。

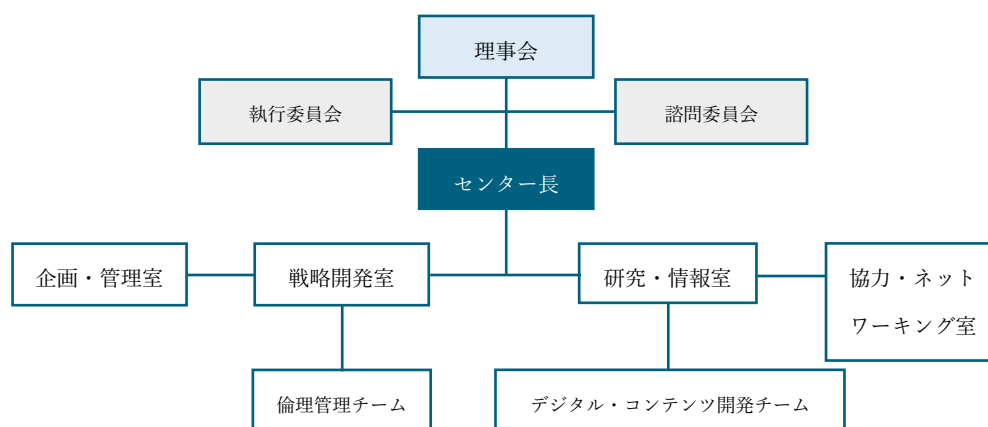


図 10 ICHCAP の組織図

（参照：<https://www.unesco-ichcap.org/menu.es?mid=a10404000000>（2025 年 2 月 26 日閲覧））

⁷⁶ ICHCAP. (2024). *Brochure*, ICHCAP, p.3.

⁷⁷ Aleph Strategies. (2025). *Renewal Evaluation of the International Information and Networking Centre for Intangible Cultural Heritage in the AsiaPacific Region (ICHCAP)*. Aleph Strategies. p.16.

9.2. 協力内容

ICHCAP による事業分類の内、「戦略開発」、「情報共有」、「ネットワーク構築」の3つの枠組みにおいて国際協力に関係する事業を実施している。

(1) 戦略開発

国際的な動向の分析と政策の策定を通じて、無形文化遺産の価値を普及させることを目的に、2つの国際協力事業が行われている。1つは、国家遺産庁から受託している ODA 事業「キルギス共和国における伝統工芸品の生産とデジタルマーケティングのための能力開発を通じた文化観光産業の促進」の実施である。2023 年から 4 年間にかけて、1 億 6,430 万円⁷⁸の予算で実施されている同事業は、農村地域の住民の主要な収入源である伝統的な手工芸品が、品質の限界やマーケティング戦略の欠如により消滅の危機に瀕している背景から、伝統工芸を活用した代替的な収入源の開発と、文化観光産業を促進することで貧困の軽減と生活の質の向上を実現させることを目指している⁷⁹。同事業の一環として、2024 年 9 月から約 3 カ月間、キルギス共和国から卓越した伝統工芸技術を持つ 8 名の職人が韓国に招へいされ、同国の主要な工房や工芸関連施設を巡り、伝統的および現代的な韓国の工芸について学ぶ「レジデンス・プログラム」が行われている。本事業の下で初めての招待型トレーニングの事例として、今後の両国間での協力のあり方の模範となることが期待されている⁸⁰。

もう 1 つ事業は、こちらも国家遺産庁により進められている「ASEAN・韓国文化遺産作業委員会」への支援である。同委員会の運営面での支援に加え、ASEAN および韓国の文化遺産関係者間での情報共有とネットワーク構築を強化するための共同事業の開発にも貢献している⁸¹。

(2) 情報共有

無形文化遺産の保護活動を個人、コミュニティ、組織、機関、そして各国が効果的に情報と文化データを管理・共有することを通じて促進することを目的に、アジア太平洋地域における情報管理と共有システムを構築し、ICHAP を含む様々な関係者が作成・保有する情報を効果的に普及させるための取り組みを強化している。その代表的な取り組みの 1 つが、無形文化遺産情報共有プラットフォーム「ichLinks」⁸²である。ichLinks は、アジア太平洋地域におけるすべての無形文化遺産に関する情報を簡単に検索し、利用できる情報ハブとして機能することを目指しており、アジア太平洋地域の全ての無形文化遺産関係者を対象に、パートナー機関の募集、資金・技術援助、アジア太平洋無形文化遺産データベースの構築、デジタル・コンテンツの作成等、幅広い活動が行われている。

⁷⁸ 16 億 4,300 万ウォン。1 ウォン=0.1 円で換算（2025 年 2 月 7 日時点のレート）。

⁷⁹ ICHCAP. (n.d.). 'Strategic Development'. (<https://www.unesco-ichcap.org/board.es?mid=a10201000000&bid=A101> (Accessed: February 26th, 2025)).

⁸⁰ ICHCAP. (2024). 'Successful Completion of the Residency Program for Kyrgyz Craftspeople: KG-KR Crafts Connect'. (https://www.unesco-ichcap.org/board.es?mid=a10501010000&bid=A111&act=view&list_no=20574&tag=&nPage= (Accessed: February 26th, 2025)).

⁸¹ ICHCAP. (n.d.). 'Strategic Development'. (<https://www.unesco-ichcap.org/board.es?mid=a10201000000&bid=A101> (Accessed: February 26th, 2025)).

⁸² <https://www.ichlinks.com/index.do> (Accessed: February 26th, 2025)).

これまでに 14 カ国の 14 機関がパートナー機関として指定されており、8 つの ichLinks 関連事業が支援されてきた⁸³。

(3) ネットワーク構築

ICHCAP の設立意義ともいえるネットワーク構築の分野では、無形文化遺産および同分野でのネットワーク構築に関する地域レベルまたは国際レベルでの会議・フォーラムや専門家会議の開催、教育機関の間でのネットワーク構築、若手専門家の交流事業の実施を通じた、個人、コミュニティ、団体、地域間でネットワークを構築し、無形文化遺産の伝承と共有に対する支援が行われている。地域レベルでは、2010 年からサブリージョナル・ネットワーク会議を開催しており、中央アジア、太平洋地域、東南アジア、北東アジア、南アジアの 5 地域に設定して、地域ごとの情報共有および連帯の強化を図っている⁸⁴。このような地域的枠組みに加えて、シルクロード上の中央アジア、西アジア、韓国のリビング・ヘリテージ (Living Heritage) の保存及び活用のため、「シルクロード・リビング・ヘリテージ・ネットワーク」⁸⁵事業にも常設事務局として参画しており、会員、パートナー機関、その他の利害関係者間のネットワークの構築および、会議の議題、報告書、プロジェクト計画の作成を通じた、調整事務局会議の円滑な運営の促進に貢献している⁸⁶。

⁸³ ICHCAP. (n.d.). '*Information Sharing*'. (https://www.unesco-ichcap.org/board.es?mid=a10202000000&bid=A102&act=view&list_no=11595&nPage= (Accessed: February 26th, 2025)).

⁸⁴ ICHCAP. (n.d.). '*Network Building*'. (<https://www.unesco-ichcap.org/board.es?mid=a10203000000&bid=A103> (Accessed: February 26th, 2025)).

⁸⁵ 2003 年の無形文化遺産条約とユネスコによるシルクロードプログラムを根拠に、2021 年に発足した。9 つの創設メンバー国 (アゼルバイジャン、イラン、カザフスタン、キルギス、モンゴル、韓国、タジキスタン、トルコ、ウズベキスタン) のユネスコ国内委員会を中心に、ICHCAP や中央アジア研究国際研究所 (IICAS) 等がパートナー機関として、参画している。同ネットワークの目的には、無形文化遺産の価値を促進し、無形文化遺産フェスティバルの共催や持続可能な観光の推進、シルクロードにおける共通の文化遺産に関する協力などの戦略的な活動を通じて、地域社会の経済的発展に貢献することが掲げられている。参照：<https://www.unesco-ichcap.org/menu.es?mid=a10606000000&hid=0606010100> (2025 年 2 月 3 日参照)。

⁸⁶ ICHCAP. (n.d.). '*Secretariat*'. (<https://www.unesco-ichcap.org/menu.es?mid=a10606000000&hid=0606010500> (Accessed: February 26th, 2025)).

10. 国立中央博物館

10.1. 組織の概要

国立中央博物館は、文化体育観光部傘下の国立博物館である。機関の発足は大韓帝国期の 1909 年に設置された昌慶宮内帝室博物館に起源を持ち、植民地期の朝鮮総督府博物館と李王家美術館のコレクションを基礎としながら、1972 年に国立博物館から国立中央博物館に改称された。第二次世界大戦終戦後、数度にわたる移転を経て、龍山に新たに建てられた博物館(敷地面積 295,550.69 m²/地下 1 階、地上 6 階)に移転し、現在に至る。所蔵品数は約 40 万点（うち国宝 109 件、宝物 303 件）⁸⁷であり、特別展示室のほかに①先史古代館、②中近世館、③書画館、④寄贈館、⑤思惟の部屋、⑥彫刻工芸館、⑦世界文化館から成る常設展示空間を有している。また博物館内には、イマーシブデジタルギャラリーという、VR やインタラクティブなタッチスクリーン等のデジタル技術を活用した展示空間が各所に配置されており、このようなデジタル展示は、国立中央博物館が先導している分野の 1 つである。

組織体制としては、館長の下に未来戦略担当官、行政運営団、学芸研究室、教育文化交流団が置かれており、さらに国内 13 都市⁸⁸に設置された地方博物館を傘下に収める、韓国最大の博物館である（図 11）。対外的には、人的交流を行っている日本の東京国立博物館や中国の国家博物館、モンゴルで長年継続的に実施している発掘調査で協力関係にあるモンゴル科学アカデミー等と MOU を締結している。

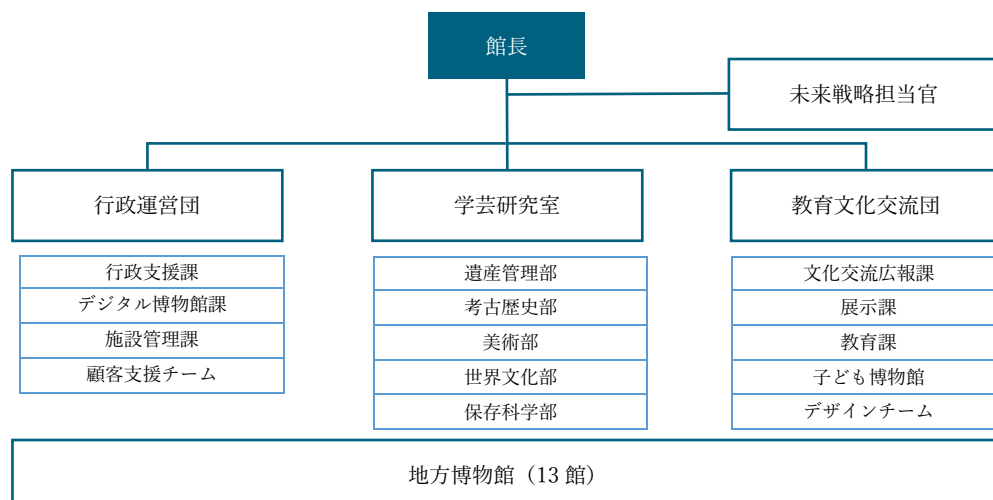


図 11 国立中央博物館の組織図

(参照：<https://www.museum.go.kr/site/jpn/content/organization>(2025 年 2 月 26 日閲覧))

⁸⁷ 国立中央博物館（2022）「博物館新聞(박물관신문)」614 号、34 頁。

⁸⁸ 慶州、扶余、公州、光州、晋州、清州、全州、大邱、金海、済州、春川、羅州、益山（2025 年現在、開館順）。

10.2. 協力内容

国立中央博物館による対外的な協力事業は、主に①外国博物館との人的交流事業、②海外での発掘調査事業、③海外の博物館にある韓国室への支援、④ICOM（国際博物館協議会）を始めとする国際会議への参加および情報共有などが含まれる⁸⁹。①、④については、教育文化交流団の文化交流広報課が担当しており、定期的に開催している中国・中国国家博物館、日本・東京国立博物館との交流事業に加え、「博物館ネットワークフェローシップ」（以下「フェローシップ」）も主要な事業の1つとして実施している。同事業は同館の人的ネットワーク構築と韓国文化に対する理解向上を主眼とし、2012年に始まったものである⁹⁰。事業開始当初は、大学院生を含む韓国学の研究者を対象としていたが⁹¹、近年は主に学芸員を対象にしており、博物館の運営に焦点を当てた実務的なトレーニングやコンサルティングの他、遺跡や博物館・美術館の見学、講義、コロキウム（発表）で構成された内容となっている（表24）。なお同館は、この事業を始める以前にも「国外専門家招へい事業」を実施しており、現在も続いているが、大学教授や美術館博物館館長等を対象とした同事業に対して、フェローシップは比較的若手（「次世代」）を対象としている点に特徴がある。「次世代」育成という長期的な視座に立った教育・投資といえる本事業が、今後どのように国立中央博物館、ひいては韓国の対外文化政策にどのような効果をもたらすか今後の動向が注目される。

もう1つの対外的な協力事業として、海外での発掘調査事業が挙げられる。東アジアにおける中国の影響を客観的に解明し、異なる地域における民族文化の形成を研究・比較することによって、韓国文化のアイデンティティを強化するという目的の下、国立中央博物館はモンゴル・ベトナムと協定を結んで、発掘調査および交流事業を実施している。モンゴルとの共同調査協定は1997年に、ベトナムとの共同調査協定は2006年に始まり、それぞれ継続的に協定を更新しながら、調査・交流を続けており、それらの成果を基に、出版物の刊行や特別展覧会およびシンポジウムが開催された⁹²。

⁸⁹ 2023年度年鑑に記載されている対外的な事業には、「国際博物館協議会(ICOM)」、アジアヨーロッパ博物館ネットワーク(ASEMUS) 仮想名品博物館(VCM)、「2023年日中韓国立博物館国際展示計画オンラインワークショップ」、「2023年中韓学術人的交流オンライン座談会」、「博物館ネットワークフェローシップ」、「日韓学術人的交流事業」、「国外専門家招へい事業」、「外国博物館 韓国室支援」、「外国博物館 韓国室新設および改編」が含まれる。参照：国立中央博物館（2024）「2023 国立博物館 年報（국립박물관 연보）」国立中央博物館、92-104 頁。

⁹⁰ 2023年度の事業目的には「国内外の専門的人材間のネットワーク強化、韓国文化全般に対する理解と関心の再考による国外博物館韓国室・韓国関連プログラム発展基盤の強化」と記載されている。参照：同上、95 頁。

⁹¹ 2015年度の事業目的には「博物館中心教育による海外韓国学次世代専門家養成」、参加者として「海外韓国学関連修士博士課程研究者」と記載されている。参照：国立中央博物館（2016）「2015 国立博物館 年報(국립박물관 연보)」国立中央博物館、93 頁。

⁹² National Museum of Korea. (n.d.). 'Global Excavation Projects'.

(<https://www.museum.go.kr/site/eng/content/mongolia> (Accessed: February 26th, 2025)).

1 1. 国立海洋遺産研究所

1 1. 1. 組織の概要

国立海洋遺産研究所（旧、国立海洋文化財研究所）は、国家遺産庁傘下の水中遺跡に特化した調査研究機関である。機関の発足は 1981 年に実施された新安海底発掘により引き揚げられた船舶と遺物の保存処理と復元のため国立文化財研究所（現、国立文化遺産研究院）傘下の「木浦保存処理場」が設置されたことにはじまり、1992 年に「国立海洋遺物展示館」が開館した。当初は名称の通り、展示と遺物管理を中心業務としていたが、2000 年代には展示機能を維持しながら、主体的な水中発掘調査を実施するなどして調査研究機能を拡大し、組織再編を経て 2009 年に「国立海洋文化財研究所」として再出発した⁹³。2024 年 5 月 17 日、国家遺産基本法の施行によって「国立海洋遺産研究所」に名称変更され、現在に至る。

国立海洋遺産研究所は水中遺跡を対象とする調査研究、展示、教育を主な業務とし、2016 年には研究型機関として責任運営機関⁹⁴に指定されている。組織は企画運営課、水中発掘課、海洋遺物研究課、展示教育課、西海文化遺産課、遺物科学チームの 5 課 1 チームから構成されており、全羅南道木浦市と忠清南道泰安郡の 2 か所に展示施設と研究施設を設置している（図 12）。2023 年には国立水中考古学専門人力養成機関の設立計画が発表されるなど、研究所の機能強化を推進している⁹⁵。

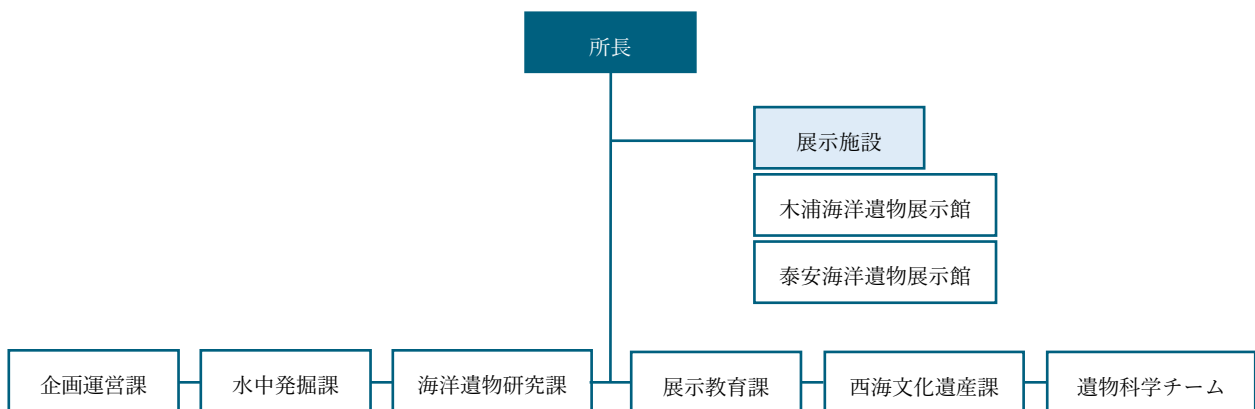


図 12 国立海洋遺産研究所の組織図

（参照： <https://www.seamuse.go.kr/introduce/organization> (2025 年 2 月 26 日閲覧)）

⁹³ 国立海洋遺産研究所（2009）「年報（연보）」国立海洋遺産研究所、9 頁。

（<https://www.seamuse.go.kr/resources/annualreport/info/488> (2025 年 2 月 26 日閲覧)）。

⁹⁴ 政府が遂行する事務のうち公共性を維持しながらも競争原理に従って運営することが望ましいか専門性があり、成果管理を強化する必要がある事務に対して責任運営機関の長に行政及び財政上の自律性を付与し、その運営成果に対して責任を負うようにする行政機関をいう。（参照：法律第 14839 号責任運営機関の設置・運営に関する法律）

⁹⁵ 国立海洋遺産研究所（2023）「群山に水中考古学専門人力養成機関の設立推進（군산에 수중고고학 전문인력 양성기관 건립 추진）」（<https://www.seamuse.go.kr/news/press/info/3578?searchCnd=&searchWrd=> (2025 年 2 月 26 日閲覧)）。

1 1.2. 協力内容

国立海洋遺産研究所における国際協力事業は、主に海外の文化財関連機関との交流協約の締結と国際学術大会の実施に分けられる。交流協約の締結は 2004 年から現在まで、7 ヶ国 14 機関(中国 5、日本 3、ベトナム 2、スリランカ 1、オーストラリア 1、フランス 1、シンガポール 1)との間で締結され、資料交換、人的交流、共同研究や共同展示等が行われた。

また、国を越えて運漕された船舶等から構成される水中遺跡の特性上、国際的な知見に基づいた意見交換が必須であることから、国際学術大会を毎年行っている。国際学術大会では海洋シルクロード、新安船、船舶史等をテーマとして、交流協約が締結されている機関と共同で開催している。

この他に近年では、2019 年には「水中文化財調査技術交流国際ワークショップ」や、2023 年には「アジア太平洋地域水中文化遺産学術会議(Asia-Pacific Regional Conference on Underwater Cultural Heritage : APCONF)⁹⁶」を APCONF 事務局と共同で開催し、世界的な水中文化財専門機関を標榜して韓国における水中考古学の成果と技術力について情報共有する取り組みがみられる。

⁹⁶ APCONF のホームページ : <https://www.apconf.org/> (2025 年 2 月 26 日閲覧)。

IV. まとめ

IV まとめ

文化遺産国際協力コンソーシアムでは、平成 27（2015）年度に文化遺産関係の支援実施国である韓国の国際協力体制に関する調査を行った。同調査時には、文化財庁（現、国家遺産庁）、国立文化財研究所（現、国立文化遺産研究院）、韓国伝統文化大学校、韓国ユネスコ国内委員会、韓国文化財財団（現、韓国国家遺産振興院）、国立民俗博物館でのヒアリングを実施し、文化遺産国際協力の初期段階の体制を調査した。それからの8年間で、同国による文化遺産国際協力は、施行体制、予算、支援地域・内容などの各方面で継続的に拡大・拡充している。また、2024 年 5 月には文化財保護法に代わって国家遺産基本法が施行され、それに伴い文化財庁から国家遺産庁へ名称が変更されるとともに新たな遺産体系を適用し、新体制が発足した。

このような背景から、令和 6（2024）年度の調査では、韓国の新たな法体系と行政体制および近年の国際協力の進展を調査するため、国家遺産庁、国立文化遺産研究院、韓国伝統文化大学校、韓国ユネスコ国内委員会、国家遺産振興院、国立中央博物館でヒアリングと関連する資料の収集を行った。これらの組織以外にも、韓国国際協力団（KOICA）、世界遺産国際解釈センター（WHIPIC）、アジア太平洋無形文化遺産国際情報ネットワーク構築センター（ICHCAP）、国立海洋遺産研究所についても、公開されている情報およびメール等での問い合わせを通じて情報収集を行い、合計で 10 の機関について、その組織体制と国際協力事業の状況について調査した。

遺産保護に係る制度改革について

韓国の遺産保護制度は、第二次世界大戦後の 60 年間にわたり、文化財保護法（1962 年制定）に立脚してきており、それは日本の文化財保護法の影響を受けていたことで、「文化財」という名称や遺産の分類体系等において多くの類似点が存在した。その後、世界遺産条約や無形遺産条約の締結等による、「遺産」という名称の普及等を背景に、遺産保護に係る名称や分類体系の見直しについての議論が始まった。このような背景の下、2024 年 5 月 17 日の「国家遺産基本法」の制定と関係機関の改称や遺産分類の再体系化を含む遺産保護制度のパラダイムの転換が起きた。

このようなパラダイムの転換の 1 つに、その焦点を「過去」から「未来」へと移したことが挙げられる。従来の現状維持や規制重視の遺産保護のあり方から、現在および未来世代による国家遺産の享受と継承を意識した活用重視の政策へと展開している。それは遺産観光の推進、デジタル技術の活用、国家遺産関連コンテンツの開発、気候変動をはじめとする現代社会への対応など政策面で良く反映されている。今回現地調査時に視察した国立中央博物館や世界遺産の昌徳宮、ソウル市庁新庁舎の工事中に発見され地下に保存・展示されている朝鮮時代の軍器寺遺跡展示室でも、VR やタッチスクリーン等のデジタル技術の活用や敷地内のショップでの伝統工芸品の販売など、随所にそのような国家政策のあり方を垣間見ることができた。

今回の韓国における抜本的な遺産保護に係る制度改革と政策転換は、かつての日本式の文化財保護体制からの脱却と韓国独自の遺産保護モデルの確立を実現したといえる。国家遺産庁の関係者は、今回の制度改革により、対外的に同庁を見る目に変化していると述べられた。国内的には、より現代社会に適応した形での遺産の保護・活用を推進することで、国家の重要なアジェンダへの関与が可能になり、企画財政部等の他省庁や国民からもポジティブな認識を得ており、そのことが遺産関

連政策の更なる推進だけでなく、2023 年度から 2024 年度にかけて約 4 倍に急増した文化遺産分野の ODA 予算にも貢献していると考えられる。また対外的にも、韓国は 2023 年に 4 回目となる世界遺産委員会の委員国に選出され、第 48 回世界遺産委員会（2026 年開催予定）の同国での初開催を目指し、準備を進めている。このような独自の韓国モデルの確立や世界遺産条約への積極的な貢献、国際機関との綿密な連携は、同国の国際的な地位と影響力をより一層強化していくだろう。

文化遺産国際協力について

2009 年に開始された文化遺産国際協力の初期段階においては、ODA 事業の施行機関として各事業の統括を行う国家遺産庁と KOICA が、実行機関としての韓国文化財財団（現、国家遺産振興院）に事業の委託を行っていた。しかし、ODA 予算の増加、支援地域の拡大、支援内容の多様化が起こるにつれ、1 つの機関では実行することが難しい状況を迎えると、次第に各事業の性格に基づいて、韓国伝統文化大学校や ICHCAP 等の関係機関に事業実行を委託する体制へと変化していった。日本の公的資金による国際協力では大学が事業の実行を受託することも多いが、韓国では 2023 年に韓国伝統文化大学校がエジプトでの ODA 事業を受託した事例が初めてである。同大学校は国家遺産庁傘下の大学であるため、教育部傘下の大学とは異なるという側面はあるものの、今後さらに文化遺産関係の ODA 事業が拡大していく中で、異なる専門性を持った大学の参画が増える可能性もある。

韓国による文化遺産国際協力で特筆すべき点として、現地での充実した支援体制が挙げられる。国家遺産振興院が実施する ODA 事業では、全ての国で現地事務所を設けており、4～5 名ほどのスタッフが平均 7～8 カ月間も滞在している。このような長期滞在は現地の人々との相互理解を深化させ、彼らのニーズを正確に把握することを可能にしており、そのような支援のあり方が高い評価を受けているとのことである。一方で、協力・連携体制については、現場レベルでの情報共有や協力が行われているが、同じ遺跡群や都市を対象として ODA 事業を施行している韓国の機関間での連携や調整は進んでいないようである。しかし、各機関が持つノウハウや得意分野を活かして、今後連携を進めたいという意見も今回のヒアリングで得られており、今後そのような連携による国際協力体制の更なる強化が期待される。またカンボジアのアンコール遺跡群やウズベキスタンのサマルカンドでは、現場レベルで日本側と韓国側での情報共有や協力、交流が行われたこともあるが、「アンコール遺跡の保全と開発のための国際調整会議（ICC-Ankor：International Coordination Committee for the Safeguarding and Development of Historic Site of Angkor）」等での情報共有を除き、国家間での協力はまだ見られない。日本や韓国にとどまらず、同じ国や地域を対象として支援を実施している国同士が持つ得意分野を活かした効果的、効率的な国際協力のために、国際的な連携やネットワークの構築も今後考えていく必要があるだろう。

同国による文化遺産国際協力は未だに発展過程にあると言える。国家遺産基本法第 28 条には、国家の役割として国家遺産の国際協力が明確に記されていることから、その重要性に対する認識の高まりを読み取れる。今回実施された制度改革は、文化遺産国際協力にも確実に良い影響を与えており、ODA 予算の増加、実施体制の拡充、支援地域の拡大、支援内容の多様化は今後も引き続き継続していくと考えられる。同国による国際協力のあり方は、人材育成面を重視するわが国の国際協力のあり方と通ずる部分もあり、将来的には世界の文化遺産を保護するという共通の理念の下、協力関係が発展していくことを期待したい。



ソウル、南大門（金子雄太郎撮影）

参考文献

参考文献

- イ・ドウォン (2024) 「[デジタル K-ヘリテージ]⑭国家遺産産業育成チーム、デジタル・コンテンツで産業振興に乗り出す [디지털 K-헤리티지]⑭국가유산산업육성팀, 디지털콘텐츠로 산업진흥 나서」、ZDNet Korea (<https://zdnet.co.kr/view/?no=20241206102133> (2025 年 2 月 26 日閲覧))。
- 韓国伝統文化大学校 K-ヘリテージ国際センター (2024) 「K-ヘリテージ国際センター (K-Heritage 국제센터)」 (<https://www.knuh.ac.kr/kr/content.do?tplBaseId=TPL0000478&mnuBaseId=MNU0000939&topBaseId=MNU0000008&tabBaseId=MNU0000942> (2025 年 2 月 26 日閲覧))。
- 金哲主 (2011) 「韓日における文化財政策の変化と史跡整備に関する研究」『日韓文化財論集』2、奈良文化財研究所。
- 金賢貞 (2018) 「韓国の文化財行政と「近代」－「登録文化財制度」の新設を中心に」『国際関係紀要』第 28 巻第 1 号、亜細亜大学国際関係研究所。
- 国務調整室 (n.d.) 「私たちの ODA > 支援状況 > 省庁別状況 (우리나라 ODA > 지원현황 > 부처별현황)」 (<https://www.odakorea.go.kr/kor/info/deptMain#deptMainTop> (2025 年 2 月 26 日閲覧))。
- 国務調整室 (2023) 「ODA 体制 (ODA 체계)」 (https://www.odakorea.go.kr/kor/cont/ContShow?cont_seq=41 (2025 年 2 月 26 日閲覧))。
- 国立海洋遺産研究所 (2009) 「年報 (연보)」国立海洋遺産研究所。
(<https://www.seamuse.go.kr/resources/annualreport/info/488> (2025 年 2 月 26 日閲覧))。
- 国立海洋遺産研究所 (2023) 「群山に水中考古学専門人力養成機関の設立推進 (군산에 수중고고학 전문인력 양성기관 건립 추진)」 (<https://www.seamuse.go.kr/news/press/info/3578?searchCnd=&searchWrd=> (2025 年 2 月 26 日閲覧))。
- 国立中央博物館 (2016) 「2015 国立博物館 年報(국립박물관 연보)」国立中央博物館。
- 国立中央博物館 (2022) 「博物館新聞(박물관신문)」614 号。
- 国立中央博物館 (2024) 「2023 国立博物館 年報 (국립박물관 연보)」国立中央博物館。
- 国家遺産振興院 (n.d.) 「国家遺産 ODA (公的開発援助) > カンボジア (국가유산 ODA(공적개발원조) > 캄보디아)」 (<https://www.kh.or.kr/cms/content/view/327> (2025 年 2 月 26 日閲覧))。
- 国家遺産振興院 (n.d.) 「ユネスコ無形文化遺産諮問機関活動 (유네스코 무형유산 자문기구 활동)」 (<https://www.kh.or.kr/cms/content/view/335> (2025 年 2 月 26 日閲覧))。
- 国家遺産庁 (2024) 「K-ヘリテージ・システムの意義、効果、そして未来－国家遺産体制転換記念国際シンポジウム (K 헤리티지 시스템의 의의, 효과 그리고 미래 국가유산 체계 전환 기념 국제 심포지엄)」国家遺産庁。

- 国家遺産庁（2024）「「近現代文化遺産の保存及び活用に関する法律」15日から施行（「근현대문화유산의 보존 및 활용에 관한 법률」15일부터 시행）」
（https://www.khs.go.kr/newsBbz/selectNewsBbzView.do?newsItemId=155705015§ionId=b_sec_1&mn=NS_01_02（2025年2月26日閲覧））。
- 国家遺産庁（2024）「文化財庁、国家遺産の「新たな役割と価値」を提示（문화재청, 국가유산 ‘새 역할과 가치’ 제시）」
（https://www.cha.go.kr/cop/bbs/selectBoardArticle.do?nttId=87504&bbsId=BBSMSTR_1008&pageUnit=10&searchtitle=title&mn=NS_01_09_01（2025年2月26日閲覧））。
- 国家遺産庁（2025）「自立機構『地方消滅危機遺産対応団』（(자율기구) 「지방소멸위기유산대응단」 운영 현황）」
（https://www.cha.go.kr/cmm/fms/BoardFileDown.do?atchFileId=FILE_000000000442365&fileSn=0&dwldHistYn=N&bbsId=BBSMSTR_1045（2025年2月26日閲覧））。
- 国家遺産庁（2025）「2025年国家遺産庁主要業務推進計画（2025년 국가유산청 주요업무 추진계획）」
（https://www.khs.go.kr/newsBbz/selectNewsBbzView.do?newsItemId=155705240§ionId=b_sec_1&mn=NS_01_02（2025年2月26日閲覧））。
- 参議院政府開発援助調査派遣団（2014）「第11回参議院政府開発援助（ODA）調査派遣報告書」参議院政府開発援助調査派遣団、276頁。
- 文化遺産国際協力コンソーシアム（2015）「韓国国際協力体制に関する調査報告書」文化遺産国際協力コンソーシアム。
- 文部科学省（2024）「ユネスコ「世界の記憶」概要パンフレット」文部科学省。
（<https://www.mext.go.jp/unesco/006/1354664.htm>（2025年2月26日閲覧））。
- Aleph Strategies. (2025). *Renewal Evaluation of the International Information and Networking Centre for Intangible Cultural Heritage in the AsiaPacific Region (ICHCAP)*. Aleph Strategies.
- AWHF and WHIPIC. (2024). *Final Report: Workshop on World Heritage Interpretation and Presentation in Africa*. AWHF and WHIPIC.
（<https://unescowhipic.org/files/28/2023%20Final%20Report%20Workshop%20on%20World%20Heritage%20Interpretation%20and%20Presentation%20in%20Africa%20%281%29.pdf> (Accessed: February 26th, 2025)).
- ICHCAP. (n.d.). ‘*Strategic Development*’. (<https://www.unesco-ichcap.org/board.es?mid=a10201000000&bid=A101> (Accessed: February 26th, 2025)).
- ICHCAP. (n.d.). ‘*Information Sharing*’. (https://www.unesco-ichcap.org/board.es?mid=a10202000000&bid=A102&act=view&list_no=11595&nPage= (Accessed: February 26th, 2025)).
- ICHCAP. (n.d.). ‘*Network Building*’. (<https://www.unesco-ichcap.org/board.es?mid=a10203000000&bid=A103> (Accessed: February 26th, 2025)).

- ICHCAP. (n.d.). ‘*Secretariat*’. (<https://www.unesco-ichcap.org/menu.es?mid=a1060600000&hid=0606010500> (Accessed: February 26th, 2025)).
- ICHCAP. (2024). ‘*Successful Completion of the Residency Program for Kyrgyz Craftspeople: KG-KR Crafts Connect*’. (https://www.unesco-ichcap.org/board.es?mid=a10501010000&bid=A111&act=view&list_no=20574&tag=&nPage= (Accessed: February 26th, 2025)).
- ICHCAP. (2024). *Brochure*, ICHCAP.
- Jo, H. (2019). ‘KOICA builds biggest national museum for Congo’, *The Korea Herald*. (<https://www.koreaherald.com/article/2025496> (Accessed: February 26th, 2025)).
- Kim, K. (2016). Project for the Establishment of a National Museum in the DRC and Korea’s New ODA Strategy: The Contextualization of the DRC’s History and Culture. *African and Asian Studies*, 15(4), p. 409
- Kim, Y. J. and Park, J. E. (2023). *International Journal of Asian-Pacific Heritage Studies: Sustainable Conservation of Cultural Heritage*. Dongguk Copy Center. p. i. (https://www.heritage.go.kr/heri/cul/linkSelectEbookDetail.do?pageNo=1_3_0_0&bbsId=BBSMSTR_1021&nttId=90073(Accessed: February 26th, 2025)).
- KOICA. (2021). *KOICA’s Mid-term Sectoral Strategy (2021-2025)*. KOICA.
- KOICA. (2024). *2024 KOICA Brochure*. KOICA. p.4.
- KOICA Bangladesh. (2017). ‘*Project Brief*’, KOICA. (<https://www.facebook.com/photo?fbid=1464640216890139&set=pcb.1464640573556770> (Accessed: February 26th, 2025)).
- KOICA Cambodia. (2017). ‘*Project: The Toul Sleng Genocide Museum Achieves Preservation and Digitalization*’, KOICA. (https://www.koica.go.kr/editorupload/khm_en/2017/12/11-The-Tuol-Sleng-Genocide-Museum-Archives-%C2%A6%C2%A6%C3%B7.pdf (Accessed: February 26th, 2025)).
- KOICA Cambodia. (2017). ‘*Conservation and Restoration Project of the Preah Pithu Temple Group in Angkor Complex*’, KOICA. (https://www.koica.go.kr/editorupload/khm_en/2017/12/5-Preah-Pithu-Temple-Group-in-Angkor-Complex-%C2%A6%C2%A6%C3%B7.pdf (Accessed: February 26th, 2025)).
- KOICA Cambodia. (2024). ‘*\$3 Million Boost for Tuol Sleng Genocide Museum: KOICA, UNESCO, and Ministry of Culture Launch Phase II of Archives Project*’. (https://www.koica.go.kr/khm_en/4009/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGa2htX2VuJTJGODk2JTJGMzg2MDY0JTJGYXJ0Y2xWaWV3LmRvJTNG (Accessed: February 26th, 2025)).
- Korea Heritage Agency. (2024). *Brochure*. Korea Heritage Agency.
- Korea Heritage Service. (2019). ‘*Korea-Uzbekistan Cultural Heritage ODA MOU*’. (https://english.cha.go.kr/cop/bbs/selectBoardArticle.do?nttId=74276&bbsId=BBSMSTR_1200&pageIndex=32&pageUnit=10&searchCnd=&searchWrd=&ctgryLrcls=&ctgryMdcls=&ctgryS

- mcls=&ntcStartDt=&ntcEndDt=&searchUseYn=&mn=EN_01_01 (Accessed: February 26th, 2025)).
- Korea Heritage Service. (2023). ‘Korea National University of Cultural Heritage, takes first step to “Support Project for the Preservation and Management of Egyptian Cultural Heritage”’ (https://english.cha.go.kr/cop/bbs/selectBoardArticle.do?nttId=85733&bbsId=BBSMSTR_1200&pageIndex=11&pageUnit=10&searchCnd=&searchWrd=&ctgryLrcls=&ctgryMdcls=&ctgrySmcls=&ntcStartDt=&ntcEndDt=&searchUseYn=&mn=EN_01_01 (Accessed: February 26th, 2025)).
 - Korean National Commission for UNESCO. (2024). ‘*Brochure*’, Korean National Commission for UNESCO.
 - Korea National University of Heritage. (n.d.). ‘*KNUH vision*’. (<https://www.knuh.ac.kr/english/content.do?tplBaseId=TPL0000218&mnuBaseId=MNU0000560&topBaseId=MNU0000557> (Accessed: February 26th, 2025)).
 - Korea National University of Heritage. (n.d.). ‘*Statistics*’. (<https://www.knuh.ac.kr/english/content.do?tplBaseId=TPL0000223&mnuBaseId=MNU0000566&topBaseId=MNU0000557> (Accessed: February 26th, 2025)).
 - Korea National University of Heritage. (2023). ‘Korea National University of Cultural Heritage, takes first step to “Support Project for the Preservation and Management of Egyptian Cultural Heritage”’. (https://english.cha.go.kr/cop/bbs/selectBoardArticle.do?nttId=85733&bbsId=BBSMSTR_1200&pageIndex=11&pageUnit=10&searchCnd=&searchWrd=&ctgryLrcls=&ctgryMdcls=&ctgrySmcls=&ntcStartDt=&ntcEndDt=&searchUseYn=&mn=EN_01_01 (Accessed: February 26th, 2025)).
 - Korea National University of Heritage, K-Heritage International Centre. (2025). ‘“*UNESCO CHAIR Research Grant*” Call for Research Proposals’. (<https://www.knuh.ac.kr/weblink/download/viewer/1738908927470/index.html> (Accessed: February 26th, 2025)).
 - National Museum of Korea. (n.d.). ‘*Global Excavation Projects*’. (<https://www.museum.go.kr/site/eng/content/mongolia> (Accessed: February 26th, 2025)).
 - Office for Government Policy Coordination. (2023). ‘*History*’. (https://www.odakorea.go.kr/eng/cont/ContShow?cont_seq=60 (Accessed: February 26, 2025)).
 - Park, H. (2024). ‘Q&A: Korea Heritage Service chief discusses cultural preservation in changing times, global outreach’. *The Korea Times*. (https://www.koreatimes.co.kr/www/culture/2025/01/199_374657.html (Accessed: February 26, 2025)).
 - WHIPIC. (n.d.). ‘*About WHIPIC*’. (<https://unesco-whipic.org/introduction> (Accessed: February 26th, 2025)).

- WHIPIC. (n.d.). '*Programmes*'. (<https://unesco-whipic.org/programmes> (Accessed: February 26th, 2025)).
- WHIPIC. (n.d.). '*International Capacity-building for World Heritage Interpretation and Presentation*'. (<https://unesco-whipic.org/capacity03> (Accessed: February 26th, 2025)).
- WHIPIC. (2023). '*WHIPIC Welcomes its First SWIFT Fellowship*'. (<https://unesco-whipic.org/announcements/?q=YToyOntzOjEyOiJrZXl3b3JkX3R5cGUiO3M6MzoiYWxsIjtzOjQ6InBhZ2UiO2k6NTt9&bmode=view&idx=17066629&t=board> (Accessed: February 26th, 2025))
- WHIPIC. (2024). '*Introducing WHIPIC's Third Fellow*'. (<https://unesco-whipic.org/announcements/?q=YToxOntzOjEyOiJrZXl3b3JkX3R5cGUiO3M6MzoiYWxsIj9&bmode=view&idx=128675502&t=board> (Accessed: February 26th, 2025))
- WHIPIC. (2024). '*Developing a Heritage Interpretation Framework for Zimbabwe*'. (<https://unesco-whipic.org/announcements/?q=YToxOntzOjEyOiJrZXl3b3JkX3R5cGUiO3M6MzoiYWxsIj9&bmode=view&idx=128677428&t=board> (Accessed: February 26th, 2025)).
- WHIPIC. (2024). '*Learning Inclusive Heritage Interpretation at Sítio Roberto Burle Marx*'. (<https://unesco-whipic.org/announcements/?q=YToxOntzOjEyOiJrZXl3b3JkX3R5cGUiO3M6MzoiYWxsIj9&bmode=view&idx=128677012&t=board> (Accessed: February 26th, 2025)).

資料

入手資料

No	資料名	著者	発行年	言語	概要
国家遺産庁 (Korea Heritage Service)					
1	英語版 : Korea Heritage Service 韓国語版 : 국가유산청	国家遺産 庁	2024	英語/ 韓国語	国家遺産庁の活動を紹介する冊子。
2	Korean Heritage Vol.65	国家遺産 庁	2024	英語	国家遺産庁の事業および国内外の遺産に関する最新動向を紹介する季刊誌。
3	K 헤리티지 시스템의 의의, 효과 그리고 미래 국가유산 체계 전환 기념 국제 심포지엄 (和訳 : K-ヘリテージ・システムの意義、効果、そして未来 – 国家遺産体制転換記念国際シンポジウム)	国家遺産 庁	2024	韓国語 + 英語	2024 年 5 月 16 日に開催された国際シンポジウム「K-ヘリテージ・システムの意義、効果、未来」の内容をまとめた報告書。
4	난생 처음 떠나는 문화유산 ODA 여행 (和訳 : 人生で初めて行く文化遺産 ODA 旅行)	国家遺産 振興院	2020	韓国語	東南アジアで文化遺産 ODA 事業に従事した職員の体験談を中心に、ODA 事業の意義や内容を紹介する本。
5	英語版 : Interpreting World Heritage The 3rd issue: Storytelling, Connection to the Public 韓国語版 : Interpreting World Heritage 제 3 호: 스토리텔링, 대중을 잇다	WHIPIC	2024	英語/ 韓国語	世界遺産の政策や制度の枠組みの中での遺産の解釈と提示に関する理論的な議論と、実践的な遺産のケーススタディを紹介する季刊誌。
国立文化遺産研究院 (National Research Institute of Cultural Heritage)					
6	英語版 : National Research Institute of Cultural Heritage 韓国語版 : 국립문화유산연구원	国立文化 遺産研究 院	2024	英語/ 韓国語	国立文化遺産研究院の活動を紹介する冊子。
7	NRICH (National Research Institute of Cultural Heritage), Volume 6	国立文化 遺産研究 院	2024	英語/ 韓国語	国立文化遺産研究院の最新の活動事例等の紹介。
8	아시아 문화유산의 멘토 ACPCS (和訳 : アジア文化遺産のメンター ACPCS)	国立文化 遺産研究 院	2020	韓国語	ACPCS 事業および OTTP 事業を紹介する報告書。
国家遺産振興院					
9	英語版 : Brochure 韓国語版 : 브로셔 (冊子)	国家遺産 振興院	2024	英語/ 韓国語	国家遺産振興院の活動を紹介する冊子。
国立中央博物館					
10	National Museum of Korea : Quarterly Magazine Vol. 68 Summer 2024	国立中央 博物館	2024	英語	国立中央博物館の活動を紹介する季刊誌。

調査風景



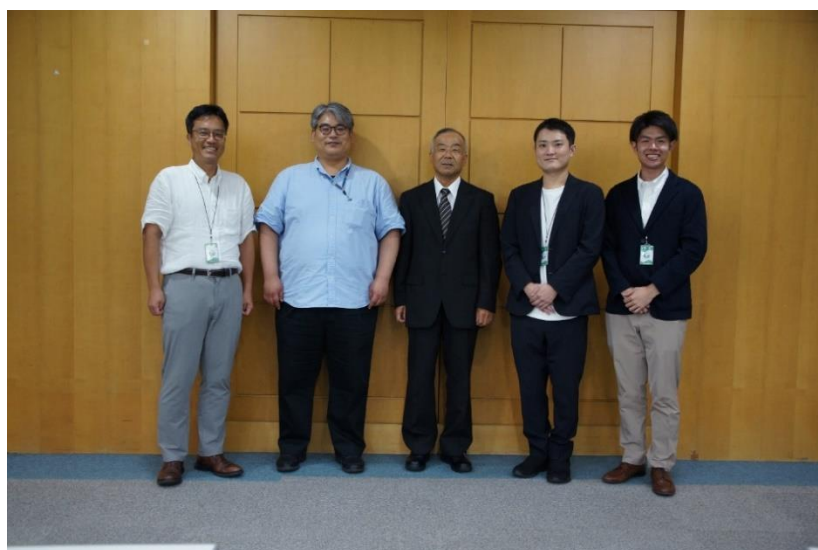
国家遺産庁無形遺産局の聞き取り調査

（東京文化財研究所）

左から、金子、前原恵美（東京文化財研究所）、ユン・スンホ（国家遺産庁）、イ・チェウオン（国家遺産庁）、ソン・ヒョンギ（国家遺産庁）、石村、通訳者 1、通訳者 2、久保田裕道（東京文化財研究所）、田代



国家遺産庁（大田広域市）の庁舎



国家遺産庁国外遺産協力課の調査

左から、庄田、パク・ヒョンビン（国家遺産庁）、早乙女、田代、金子



国立文化遺産研究院の外観



国立文化遺産研究院研究企画課の調査

左から、金子、田代、庄田、早乙女、イ・キルベ（国立文化遺産研究院）、イ・スンミ（国家遺産庁）、カン・ジョンフン（以下、国立文化遺産研究院）、ソン・ヘミン、チェ・ジョン



国立文化遺産研究院文化遺産保存科学センターの調査

左から、金子、庄田、チェ・ジョン（国立文化遺産研究院）早乙女、ファン・ジヘ（国立文化遺産研究院）田代



韓国伝統文化大学校の扶余キャンパスの外観



韓国伝統文化大学校の調査
左から、金子、田代、早乙女、ハン・ウク（韓国伝統文化大学校）



国家遺産庁企画調整局の調査
左から、金子、田代、ファン・クォンスン（国家遺産庁）、早乙女、庄田



韓国伝統文化大学校（ソウル・キャンパス）の調査

左から、イ・スンミ（国家遺産庁）、金子、田代、庄田、早乙女、カン・ギョンファン（以下、韓国伝統文化大学校）、パク・ギョンリップ、キム・ヨンジェ、シン・スク、パク・ジウン



韓国ユネスコ国内委員会所有ビルの外観



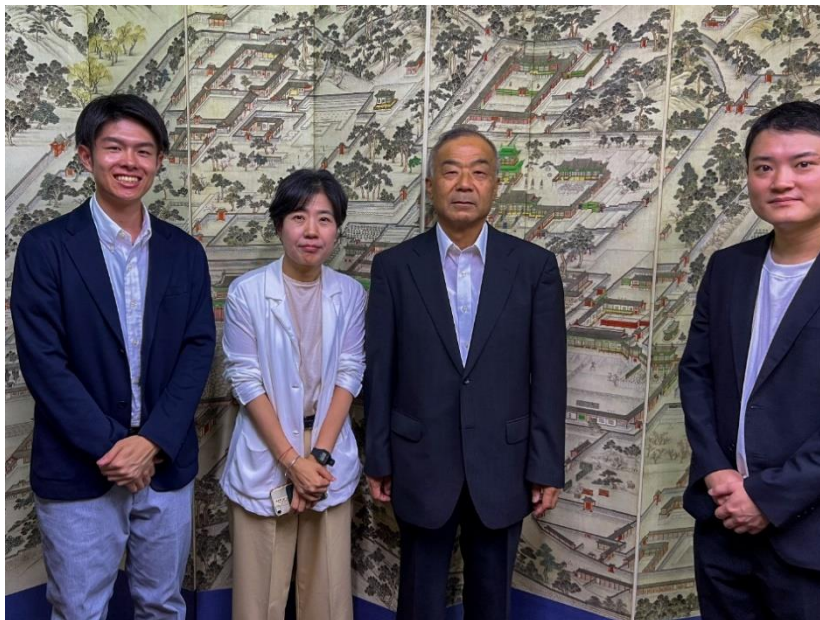
韓国ユネスコ国内委員会の調査

左から、金子、ジャン・ジャヒョン（韓国ユネスコ国内委員会）、庄田、早乙女、田代



国家遺産振興院の調査

左から、ペク・ギョンファン（国家遺産振興院）、早乙女、ナ・ジョンフィ（国家遺産振興院）、庄田、田代、金子



国家遺産庁（宮陵遺跡本部昌徳宮管理事務所）への訪問

左から、金子、イ・ミョンソン（国家遺産庁）、早乙女、田代



国家遺産振興院の調査

左から、金子、田代、キム・ウンジン（国立中央博物館）、早乙女、キム・スラ（国立中央博物館）

文化遺産国際協力コンソーシアム 令和 6 年度 国際協力調査
韓国の遺産保護に係る制度改革および国際協力体制
に関する調査報告書
2025（令和 7）年 3 月発行

発 行： 文化遺産国際協力コンソーシアム
〒110-8713 東京都台東区上野公園 13-43
国立文化財機構 東京文化財研究所内
Tel: 03-3823-4841 / Fax: 03-3823-4027
<https://www.jcic-heritage.jp/>

編集担当： 金子 雄太郎（文化遺産国際協力コンソーシアム）

JCIC-Heritage FY2024 Research Project
*Institutional Reform Regarding Heritage Protection in South Korea and
Its International Cooperation*
March 2025

Published by:
Japan Consortium for International Cooperation in Cultural Heritage
Independent Administrative Institution National Institutes for Cultural Heritage,
Tokyo National Research Institute for Cultural Properties
13-43, Uenokoen, Taito-ku, Tokyo 110-8713, Japan
Tel: +81-(0)3-3823-4841 / Fax: +81-(0)3-3823-4027

Edited by:
KANEKO Yutaro
(Japan Consortium for International Cooperation in Cultural Heritage)



JCIC-Heritage